

障害者における成年後見制度利用支援事業の実施状況に関する調査

成年後見制度が日本で実施されて10年という節目を迎えている。家裁への新規申立の件数も年々増え続け、ほぼ3万件の法定後見の新規申立が存在する。裁判所の後見監督事件も累積で16万件に上るといわれており、家裁の業務量が想像以上に増加していることは、外部の人間に容易に想像できる。また、市町村申立の件数も増えており、こうした案件の対応にあたる支援組織も増えつつある。司法と行政の両方から、成年後見制度を支える社会基盤の整備が希求されつつある。

私たちは、この数年の間、成年後見制度は、利用者本人の生活と自己決定を確保するためのものであるとの視点から、成年後見と自己決定に関わる基礎理論的研究と、司法制度以外に障害当事者の方々の社会参加をお手伝いする工夫としてのコミュニティフレンド活動の試みを実践的に研究してきた。とくに障害者の後見利用にあたっては、その利用が長期にわたること、社会参加・活動を行うことが期待されること、などから本人の現有能力を活かしたさまざまな支援が必要であるが分かってきている。後見人に任せきり、行政に任せきり、などという後見支援ではなく、地域ぐるみで本人をささえる地域後見とでもいうべき環境が、本人のまわりに構築されていることが望ましいと考えている。

そうした観点から本年は、理論研究として福祉の基礎構造改革の全体像とその中での後見や自己決定の位置づけ、憲法学の中での選挙権をめぐる議論状況を取りあげ、それぞれ分野でもっとも詳しいと思われる研究者をお招きして意見交換を行う機会を持った。また、京都大学の学術創世企画と共同で、合同研究会を実施し、成年後見と自己決定のつっこんだ意見交換を行っている。

また市町村申立が、どのように使われているのか、行政や支援団体の協力のありかたから、連携の姿も意外にいられていないので、厚労省のご協力を得ながら実態調査を試みた。同様の調査が成年後見法学会でも行われているが、私たちのものは、障害者に特化した事例調査である。

コミュニティフレンド活動の実践的研究も引き続き行っている。本報告書の作成にあたっては、沢山のコミュニティフレンドの方々のご協力を得ている。ここに厚く謝意を表したい。

平成22年3月

PACガーディアンズ理事長 佐藤彰一

成年後見委員会実施記録

●第1回 21年7月31日

出席者：佐藤 彰一、名川 勝、上山 泰、菅 富美枝、池田恵利子、大塚 晃

- ・本年度の研究計画：調査方法ならびに報告者の協議

●第2回 21年9月8日

出席者：佐藤 彰一、名川 勝、上山 泰、大塚 晃

- ・本年度の研究計画：調査方法ならびに報告者の決定

●第3回 21年10月8日

出席者：佐藤 彰一、名川 勝、池田恵利子

- ・調査候補地の選定・調査項目の協議

●第4回 21年10月10日

出席者：佐藤 彰一、名川 勝、上山 泰、大塚 晃

(ゲスト参加：服部 高宏)

- ・河 幹夫氏 報告「基礎構造改革について」

●第5回 21年11月14日

出席者：佐藤 彰一、名川 勝、上山 泰、池田恵利子、大塚 晃

- ・竹中 勲氏 報告「成年後見の選挙権の合憲性について」

●第6回 22年1月22日

出席者：佐藤 彰一、名川 勝、上山 泰、菅 富美枝、池田恵利子、大塚 晃

- ・服部 高宏 報告氏 報告「ケアと正義 再論」

「人間の尊厳」と社会福祉基礎構造改革

神奈川県立保健福祉大学 河 幹夫

1. 「人間の尊厳」からの再出発

- (1) 「人間の尊厳」は「自由（権）の尊重」が基盤
- (2) いわゆる弱者に対する支援は「社会（権）」として形成

2. 社会福祉の基礎構造改革 [措置制度論] [市民社会論] [社会連帯論]

- (1) 経済的要因 …… 平等化 から 公平化へ 下支え（社会的費用）
- (2) 法律的要因 …… 公法 から 私法へ 下支え（権利擁護制度）
- (3) 社会的要因 …… 恩恵 から 対等へ 下支え（共感と技術）

3. 社会サービス費用を社会的に支援する理由【2.（1）関連】

— 公的責任の中核 — 「舞台装置の形成」

- (1) 公権力に伴う行為 …… ハンセン病療養所 措置制度
- (2) 貧困 …… 生活保護 措置制度
- (3) 自立支援 [サービス市場の形成] …… (措置制度からの発展)

4. 4つのサブシステム【2.（2・3）関連】

— 市場 [いちば] 整備という公的責任 — 「舞台の上での実践」

- (1) サービス情報の提供（公開）…… 第三者評価
- (2) 権利擁護事業 [代行・代弁] …… 参考「成年後見制度」[代理]
- (3) 苦情解決 …… 「自立的な改善」の重視
- (4) 社会福祉法人の活性化 …… 公共の担い手としての「期待」

以下は、2009年10月10日の研究会における報告・議論を事務局によって要約したものである。可能な限り河先生のご趣旨を活かす形で要約したつもりであるが、事務局の不勉強で思わぬ誤解をしている可能性もある。従って文責は、PACガーディアンズにある。

見出しは『「人間の尊厳」と社会福祉基礎構造改革』という形にしました。法学関係の先生たちが多いという前提で、基礎構造改革の議論についていうと基本的には福祉の話でありますから、福祉の話だとすると、法律の話と援助技術みたいな話と、それからお金の話が関係してきます。今もそうだと思いますけれども、国会の審議などはもっぱらお金の話から始まりお金の話で終わるとというのが普通であります。実は社会福祉と社会の議論というのもこの30、40年間ぐらいでそういう話だったように思います。もちろんお金が大事なことは間違いないのですが、社会福祉基礎構造改革というものの本当のポイントは、お金の話以前の話という問題をどういう組み立てをするのか。あるいは、お金の話のためにどういう組み立てをするのかということが、やはり考えてみると基本的なことだということからはじまっていますので、非常に素朴な議論から積み上げていったというのが率直なところだと思います。その際に、一番現実的に対応を考えなければいけないものとして、措置制度の硬直性というもの、あるいは措置制度に「伴う」硬直性なのかもしれませんけれども、そういうことを一つ一つ直していくという作業と、それらを総括的に組み立てなおすというのと、2つのことをやった作業だと思っています。

はじめに4つのレジユメのポイントみたいなものを書きましたけれども、今申し上げたことが基本的にはここでのお話しさせていただくということかと思っています。

まず「基礎構造改革って何がやりたいんですか」というとき、2の(1)(2)(3)のことをほとんど言い続けていたと思います。大体言い方はこんな言い方で、措置制度というものはお金の世界で言えば平等、同額みたいな、あるいはまさに今また議論になっていますけれども、応能負担みたいなことがたぶん措置制度の一つのお金の世界のルールなのでしょう。それから、法律の世界のルールからいえば、措置制度というものは、公法、もう少し言えば国家による保護という概念が非常に強く出ているのでしょう。それから、社会的要因というのはどちらかというとサービスの担い手の議論なのですが、サービスの担い手がサービスをするというのは、これは法律論的にも、そしてサービスの担い手の心情においても利用者との関係がやはり恩恵論にならざるを得ないのではないかと。このようなものが、措置制度の三大要因だという言い方をしていました。

そういうところで、普通の社会というのはどうやってみんな生きているのでしょうか。2.(1)の経済的要因は、アンパン1個買ったなら100円、2個買ったなら200円というのが普通のアンパンの売場で、魚1匹買ったなら200円、2匹買ったなら400円というのが普

普通の魚の売買で、普通、購入した物の数や価格に応じてお金を払うものではないですか。いわゆる、今の言葉で福祉の世界にひきつけて言えば、益に応じて払う。できればそれを全額払うというのが普通の世の中で行われていることではないでしょうか。だから、そのときにはパン屋さんの店先であなたの負担能力がいくらあるか、なんてやっているパン屋さんはあるわけがないということでもあります。

(2)の法律的要因では、パン屋さんの店先で行われているのは民法でありまして、もっと言えば普通の契約でありまして、行政法を使う要素はほとんどありません。これもまた当時いろいろな人が言っていましたけれども、公務員でさえパン屋の店先では民法を使うのだという「へー」と言われました。皆さん方の世界では当たり前だと思いますが、公務員が使うのは行政法だという理解がどうも世の中にあったようで、今もあると思いますが、それが普通の売買ではないでしょうか、ということでもあります。

(3)の社会的要因がまさにサービスの授受です。パン屋さんの店先で売ったほうが偉いか、買ったほうが偉いかという議論を見たことがありません。ところが、福祉サービスの世界では提供する側が私のほうが偉ぶっているのではないか、あるいは受ける側が卑屈になっているのではないか、そんなことを悶々と言っているというのは、そもそも普通の取引ではないということが原因なのではないでしょうか。普通の取引というものは人間関係が対等なものでしょう。こういうことを申し上げると、すぐに市場論だということをおっしゃる方がいるけれども、措置制度を普通の市民社会の議論に置き換えるということで全て一件落着くならば厚生省もいらぬし、社会福祉の法律もいらぬ。これでできれば一番いいと私は思います。

しかしながら、これでできないという部分があるために下支えというもの、制度から言えば下支えでありますし、別の言い方をすれば支援であります。下支えをそれぞれに組み込まないとうまく機能しません。お金の世界で言えば全額払うというのは、先ほどの普遍化の中では一般的に無理でしょう。介護で言えば月30万円を毎月払い続けるのは会社の社長さんでもできないとするならば、利用が進むためには一定の割合しか負担できないことを前提に考えなければいけません。一定の割合の負担しかできず、その差額を誰かが負担しなければいけません。これが社会的費用というものではないでしょうか。

(2)の法律的要因が今日のご議論と関係するのかもしれませんが、法律の世界で「対等な人間だから契約できちんとやればいいではないか」と言っても、それが何か足りないときに下支えが必要だというのが権利擁護制度などでしょう。

それから、(3)の社会的要因で人間関係における対等をつくるためには、内部に共感というものが一つと、もう一つはやはり技術や専門性ということなのではないでしょうか。そういう構図で、いわば保護制度である措置制度というシステムの持っているこういう要素を、基本的には普通の市民社会の制度に置き換えることと、それにあわせて下支え制度を組み込むというのが、基礎構造改革の基本的なシステム設計ですということ

を申し上げてきました。

もう一つ言えば、順番は逆ですけれども1.に戻れば、人権というものの言い方を人間の尊厳ということにすれば、人間の尊厳の基本は自由権からはじまるということが第一歩です。その一歩だけではうまく実現できないときに、支援というものを組み込む。それをあえて言えば、社会権というものを新しくつくるという中で、人間の尊厳をその社会において築いていくということが、戦後の、あるいは20世紀からの法律学の課題であり、だとすれば、まさに自由権をベースにおきながら社会権をどうつくっていくのかという、その社会権の作り方についてはいろいろな議論がありうるでしょうというのが基本であります。それが2.になりますから、まさにその下支えの作り方というのが、広い意味での社会権だとすれば、その社会権を実現するための方法というものは、自由権を踏まえた上で、それを修正するわけですから、そのやり方をどうするのか。これはいろいろな修正の仕方があります。その下支えシステムの3本で、(3)のいわゆるソーシャルワーク論とか、援助技術論という話については、いわば学校が検査をしていただきまして、その分は資格制度のあり方などという議論になろうかと思えます。(1)と(2)の社会的費用と権利擁護制度、この2つの補完システム、あるいは下支えシステム、あるいは自由権の修正システムというものの作り方というのが、この基礎構造改革で特に問われたのだらうと思えます。

実は国会などで議論になったのは、ほとんど費用に集中しまして、権利擁護関係あるいは法律論関係の議論は、全体の1割もあつたかどうかです。これはご承知だと思いますが、国会という場は制度を議論するということでありますけれども、実際はほとんどお金の議論をしまして、制度というのは広い意味で立法過程といえれば立法過程なのでありますが、立法の議論というのは、実は1割や2割ぐらいしかありません。もちろん法律を審議しているわけですけれども、法律の審議のときに出る議論というのは、これは与党、野党関係なく、ほとんどお金の議論であります。

これもたぶん、長年の国会の慣習から、そうなっているのだらうと思えますが、やはり基本的に立法府であるという前提に立つならば、この3つの下支えシステムの中で国会が本当に真剣に議論するべきものはどれでしょうか。(3)は先ほどいいましたようにどちらかという学問や技術の世界でよりいいものをどうつくっていくのかという議論をされるべきだと思います。それから(1)のお金の話というのは、国民が負担することと、それを受給する人との間で費用の負担と給付みたいなものが、合意できるかどうかということです。特に年金や医療保険の場合は、全国民の負担と給付ですから、わりとつくりやすいのですけれども、社会福祉の場合の、負担と給付の問題というのは、負担をする人間と給付を受ける人間がかなりずれています。かなりずれているものを、負担と給付という中に入れていくということは、実は法律問題なのであって他の問題ではないと私は思っています。実際、(2)の法律的要因の議論というのは当時も、そしてその後もあまり議論が進んでいないように思います。あえて言わせていただければ、

弁護士会だけ、あるいは法学でやっている社会保障法みたいなことをやっている方だけが熱心でありましたけれども、あとはあまり関心がないというのが、率直な国会審議だったように思います。それが良かったか、悪かったかというのは別にしまして、皆さん方のご健闘が、何らかの新しいものを生み出していただくということを、強くお願いしたいと思います。

当時これと平行して起こっていたのが成年後見法でありまして、結果的に偶然でもなく、2001年から介護保険制度が動き出す状況、あるいは介護保険法が1997年に成立し、それからそれが施行される間と、社会福祉法の改正などの議論はおおむね平行して行っていました。もちろん介護保険のほうが議論が先行していて、もっといえば1990年のはじめごろから介護保険の議論は生まれ育っていたわけです。そういうことをいえば、この社会福祉法の議論ももっと前からだったとかという議論もあるかもしれませんが、具体化していったのは、介護保険が90年代の前半だとするならば、社会福祉法が90年代の後半となります。出来上がったのが大体同じころの2000年という時代からいうと、国民の議論、あるいは政府の議論もわりと介護保険と成年後見法という命題が強く出ていました。

私は成年後見法の議論にもずっと参加していきまして、成年後見法に非常に熱心だったのは司法書士会ですが、国会議員では、昨年か一昨年引退した、山形の阿部正俊という厚生省の老人局長です。介護保険の準備のとき局長をやっていたのが、参議院議員になりまして、彼が非常に熱心にリードして、「成年後見みたいな制度を」と、法務省と厚生省をしばしば呼び出していました。それから司法書士会が、法廷弁護という世界に入れない司法書士会にしては、いわば市民法律弁護、あるいは援助みたいなことで、非常に熱心でした。この司法書士会と私は20年ぐらいこんな話をしていましたので、その意味では成年後見法の歩みというのは、私にとっては非常にシンパシーを持っていたのですが、この社会福祉法やっているとき、また、基礎構造改革の議論をしているときに、成年後見法と権利擁護とは、どういう関係になるのかというような議論が厚生省の中ではしばしば出ていました。

ただ世の中は、いわば法律学者はまさに民法の特例といいたいでしょうか、成年後見法の議論にほとんど集中していたわけでありまして。その理由というのは、社会福祉に携わっている人たちの議論と、法学者の議論が多少ずれていたと思うのです。簡単に言えば障害者であろうが、高齢者であろうが誰だろうが、法律的に「きっちり」したいという法学者の方々と、実態として介護保険の利用者がきちんとよりよきサービスを選択できるようにしたいという、福祉行政官の多少の思いの違いがあったのかもしれません。福祉行政官の思いをより強く、法学的解決が必要なものは法学的解決をしていただきたいけれども、すべて法学的解決にしなくてもいいものが数多くあるのではないかとというのが、地域権利擁護制度を生みだしました。

意識的に成年後見法が進んでいるのに、生み出したのは、ベクトルの方向は同じにしながら簡便に、なおかつもう少し率直に言えば、利用者だけの立場に立っている、いわ

ば法秩序の安定とかそういうのは一切考えないで、利用者だけの立場に立ってというのが、権利擁護制度の生み出し方でありました。

やや話が前後しましたけれども、3.に行きますと、なぜ赤の他人が障害者、高齢者のためにお金を出すのでしょうか。社会連帯といえば話は簡単ですが、なぜそれを出すのか、あるいは出さなければいけないのか、出すべきだと思うのか、出すことが望ましいと思うのか。社会福祉のサービスに伴う議論としては、かなり本質的な議論で、この議論はあまりまともにやっていないのだと思うのです。私は厚生省にいた期間、ひたすらこのことをずっと考えてきました。考えてきたから良い答えが出ているというのではなく、赤の他人がお金を出すということについての説明というのが、やはり基本問題だと思います。それが公共であるか、公共でないかとか、公共財とかそういう話をそらした議論ではなく、なぜ赤の他人がお金を出すのかという論理の組み立てであります。過去は間違いなく一番安直に言えば、公権力に伴う行為だからだというものです。これは今でもしばしば言われるいろいろところで政府が使ってきたことであります。公権力に伴う行為は税金を使わないといけません。国税を使わないといけません。こういうことであります。

(1)の「公権力に伴う行為」についてですが、私も当時からしばしば言っていたのは、公権力に伴うから税金を使う、税金を使うためには公権力を行使するということです。どちらでもいいのですが、その議論というのがまさにハンセン病療養所だったわけです。ハンセン病療養所の問題というのは、基本的にはお金を出すために公権力を使ったと私は思っています。もっと言わせていただければ、これは小泉内閣のときにハンセン病の判決が出て、私も関係していたから言うわけではありませんけれども、あれで国が負けたというのは、私は非常に当たり前で妥当だと思います。それで検証会議がつけられました。これはどちらかといえば非厚生省で検証会議というのがつけられ、非常にいい検証をなさったと思います。なお厚生省批判もその中に随所にあるのですが、それらを含めて非常によくできています。その基本は何かといえば、いつまでも隔離政策と称するものがやめられなかったのは、厚労省がそれによって指定されていたお金にとらわれていたからだ、ということでもあります。私は全く同意見でありまして、つまりお金を出すために、国民に対して税金を使うための大義名分が公権力に伴う行為だったということです。これは本末転倒といえば本末転倒なのですけれども、あるいは厚生省の中でいえば、本末転倒ではなく順列なのかもしれません。

これは措置制度も同じです。この手法というのは、ほとんど批判されてきませんでした。なぜならお金が出ていたからです。ハンセン病の場合には公権力の行使が非常にきつかったから批判されたのであって、措置制度が批判されないのはまさに公権力の行使が非常にゆるいから批判されないのです。結論は、国民がわりと納得しているのはなぜか、あるいは当事者が納得しているのは何かというと、お金が出ているからだというの

は、社会福祉の議論としていかなものかと、私は今もって思っています。

それから（２）の「貧困」が福祉の世界の当然のお金の支出の理由で、利用者あるいは生活者が貧しいからご飯を提供する、サービスを提供するために本人は負担できない、という論理であります。一番わかりやすくいえば生活保護です。もちろんこういう方もいらっしゃるわけですが、こういう方ではない方にもサービスを提供するというのが正しいかどうかともまた議論があろうかと思えます。しかし、サービスの普遍化論だとするならば、貧困論でお金を出すというのと、社会サービスの普遍化ということは、折が悪い、そりが悪い、うまく論理があわないということでもあります。もちろん貧困で、税金を使うということが間違っているというわけではないですけど、貧困で税金を使うことに基づいて介護保険制度をつくるということはできません。障害者サービスも同じであります。また、当然のことながら、貧困の認定に伴うスティグマがあるわけでありまして、普遍化にはつながりません。これが貧困に伴うやり方の限界であります。

（３）の「自立支援」も当時から言っていたのですが、そのイメージです。まさにここはまだ言葉が曖昧ですけど、支援というようなイメージ、それでサービスを提供することによって支援をすとなれば、ワンクッション、サービスという市場の基盤をつくるということです。これは今オリンピックなどどうなるかわかりませんが、築地の魚市場の整備をするということの支援を税金でやるというのは、場所の移転が正しいかどうかという議論は別にして多くの人々が当然だと思っているわけでありまして。いわば所詮、民民の関係の中であるにしろ、モノとお金を取引している市場をつくるための魚市場でも、花市場でも、青物市場でもいいのですが、そういう市場をつくるために、社会的な費用を使うということは、ある面で、相対契約の議論の社会にも当然認められているとなります。そうであるならば、これからの議論の仕方は、「自立支援」をベースにして、「貧困」をどう加味するかということなのではないのでしょうかということ、もう当時から申し上げていました。これはお金の議論であります。

もう一枚「法律絵」です。これは自分がつくった傑作だと思っているのですが、学生には非常に評判がよく、それからわりと、医療関係者などはすごくわかりやすいとほめてくれるのですが、福祉関係者はこれは何を書いているかよくわからないとよくいわれるので、私が自画自賛して説明するといかなものかといわれます。この絵のポイントというのは、舞台の上というのは人と人との関係論です。これがいわば市場の世界で起こっていることというのが舞台の上、つまり、さっきで言うと市民社会というのは、こんなものではないですかということを行っているのが、舞台の上なのではないのでしょうか。しかしながらこの中で一部だけ市民社会で行われていることと違うのは、利用者と提供者の間のやり取りで一部負担しか行われません。あるいは一部負担しか成り立たないというところだとすると、先ほど申し上げましたように、他の負担分をどうするかというのを、舞台装置の側から支援するしかありません。

これは、仲間からの仕送りを保険料とよび、医療保険料として集めます。あるいは国民の負担を税金とするという言葉遣いがよいかどうかということよりも、赤の他人が何らかの形でお金を集めて仕送りをするシステムを持たないと、舞台の上が成り立ちません。普遍化したサービスの授受の世界が成り立ちません。それで、ポイントは舞台の上の論理と、舞台の下の論理をどこまで重ねるか、あるいは重ねないかとなります。

舞台の上の論理はどちらかといえば、平等論ではなく、やはり公平論だし、必要性論だということです。舞台の下の論理はどちらかという行政法であり、統治であり、強制性であります。一方、立法論としては、これについての合意形成をどうするかという問題が、先のようにあります。最後に残るといふか、これからも続く議論は、この仕送り装置の厳格性だと思います。

仕送り装置の厳格性というのは、舞台装置をつくっている負担者からみれば、「なるべく厳格に執行してくれ」ということを舞台の上で言いたいわけではありますが、一方、舞台の上からするとあまり個別的な指示を仕送り書にくっつけてきてもらおうと、契約の付帯みたいな形で長々と書かれたら、舞台の上の提供者というのは仕事になりません。介護保険について、仕送りに対してどのくらい細かなことを書くか書かないかというのは、この10年ぐらい議論されていますが、私は基本的には舞台の上にはあまりこまごまとしたことをいわないほうが良いと思っています。ただ、これは税金とか保険料ですから、負担者にしてみれば割と厳格な言い方をすべきだという論理があるのも当然であります。しかし、実践者の立場からすると、あまり細かな指示をいちいちいわれたら実践にならないので、その意味からいうと、この仕送り装置のお金の流れは太くしたいけれども、それにくっついてくる文章はなるべく少ないものにしたいというのが今の私の感覚であります。これについての合意というのはまた別途の話なのでしょう。

これは福祉に限らず医療も、サービス提供にかかるコストを利用者負担だけでまかなえないもの、あるいは教育もそうなのかもしれませんが、少なくとも私の知っている領域でいえば医療も福祉も、基本構造はまったく同じであります。

あえて言えば措置制度というのは、この舞台装置をはずしてしまい、直接この矢印が全部指揮しているという形でありますから、少し露骨な言い方をすれば措置制度というのは舞台の上の提供者は一切信用しない、舞台の上の提供者は機械と同じごとく単純に命じられたことだけをやるという形になっているというのが、措置制度の提供者と仕送り装置との関係だと思います。私は基本的には仕送り装置はある程度寛容に、舞台の上にお任せするというような形の仕送り装置ができるかどうかというのが、舞台の上のサービスの授受が円満にいくかどうかにつながることでと思っています。

それで、お金の世界の議論、あるいは、広い意味での制度の議論というのは、今のペーパーの議論で、当時はこんなペーパーはつくっていませんでしたけれど、いわば措置制度がおおむね消えていったときに、医療を含めてこういう絵が描けるようになったと思っています。だから、10年前にこういう絵を見たことがあるという人がいたら、たぶ

ん違う意味を誰かが書いたのだと思います。これはいわば措置制度がかなり消えていったとき、特に医療とのつながりで初めてこういう絵ができると私は思います。社会保障のサービスというものの議論をするときに、概ねこんな絵で全体が議論できるというつもりでつくった絵であります。だから、こういう絵が書けるようになったというもとをたどると、福祉の多くが措置制度ではなくなったというのがきわめて要因として大きいということです。そうでないとこの絵は、措置制度にはほとんどフィットしない絵でありますから、措置制度を前提にした絵になると、全然違う形の絵になるわけであります。その意味では措置制度がおおむね消えていった、つまり、この基礎構造改革が山を越えて21世紀になってからのあるとき以降に、私はこういう絵を一生懸命つくっていました。

4. の「4つのサブシステム」にいけますと、当時から言っていましたのは、このように先ほど2. のような構造を説明したあと、この下支えということで、これは必ずしも1. 2. 3. どれのためにということを言いませんでしたけれど、この基礎構造改革には4つのサブシステムをくっつけますということをし上げてきました。4つのサブシステムというのは、市場の整備という公的責任です。この基礎構造改革についての一番数多くいわれた批判の言葉が、公的責任の交代ではないかということでありました。

当時もそうですが、社会福祉のことを議論しているときに、公的責任が前に行っているか後ろに行っているかだけを議論しているというのがさっぱりわからなくて、公的責任が後退しても社会サービスの水準が向上していればそれでいいのではないかと、今も思っています。しかし、当時の議論は公的責任が後退しているなら×、公的責任が前に進んでいるなら○という議論が国会でも自民党を含めて圧倒的に多くて、私は何の議論をしているのかさっぱりわからなくなって、「そうは言っても公的責任なんかどうでもいいんじゃないですか」と言うと個々の議論がばらばらになってしまいますので、「公的責任については少なくとも後退していることはどこにもない」あるいは、「公的責任というものはむしろ充実することについて、私は異存ありません」という前置きをしばしばしていました。

今申しましたが、本音は公的責任が前か後ろかということは社会福祉論にとって本質論だとは今もって思っていないけれども、公的責任が後退しているなら×、前進しているなら○という価値判断をする人は、これは決してどの党に限らず数多くいらっしゃる中で、私が後退はしていませんということを言うときには、こういうことを言っていました。一つは「お金の面で後退していますか」。お金の面ではまさに基盤をきちんと継ぐ、予算も増やすということをもって、少なくとも後退していることへの批判はあたらない。それからもう一つは、「利用者の権利が後退しているではありませんか」ということについてです。そのためには4つのサブシステムをつくりますと、この4つのサブシステムは、今まで動いていませんでした。あるいは、今までこういうことは制度の中に入っていないませんでした。これをあえて入れるというのが後退ということなのでし

ようかということをお願いしていました。

これはかなり本気でありまして、先ほど冒頭の人間の尊厳のところでは言ったとおりでありまして、いわゆる広い意味での人間の尊厳を維持する、あるいは深める、守る、特に弱者の尊厳を守るというシステムは、措置制度よりもかなり強化されました。繰り返して言いますが、そこが人間の尊厳として強化されるということについては、私は意義を認めているわけでありまして、公的責任が後退しているのか前進しているのかというのは極端に言えばどうでもいいのです。しかし、人間の尊厳を守るシステムをより強くすること、利用者の尊厳を守るシステムをより強くすることについては全く異論がなかったわけでありまして、それを先ほどのことで、市場の整備ということをお願いしています。

市場の整備ということで、(1) から (4) まで皆さん方がご承知のところではありますが、一番難しかったのが (1) です。情報提供、情報開示をどうするのかというのが結構難しく、これはサービスメニューというものの説明のしかたが、福祉関係では措置制度のもとではほとんどできていませんでしたので、どういう形で開示するのか、提供するのかというのは結構議論が白熱するわりに答えが出ませんでした。あるときにそういうことをそれぞれ努力目標にさせていただいた上で、第三者評価をくっつけましょうかということをお願いして、(1) は情報と第三者評価という形で対応したということになります。

次に (2) の権利擁護事業であります。権利擁護事業とは利用者のそばにいるという考え方でありまして、私の言葉が不適切なのをお許しいただきたいのですが、裁判官の代理をやるのではなく、ある面で弁護士の、さらには弁護士の中でも特に意思関係に寄り添うことをやるのが権利擁護事業です。当時私が言っていたのは、成年後見制度というものは基本的には代理権のありようを議論しています。権利擁護については、代理権云々というものを法律的にも手当をするつもりはありません。あくまでも代行、もっと言えば私は代弁という言葉のほうが好きだったのですけれども、その人の代わりに何かをやるという考え方があります。しかしこれもしばしば言ったのですが、その障害者あるいは高齢者が八百屋さんの店先でりんごが食べたいかみかんが食べたいかをきちんと聞く、そしてりんごが食べたいのだったらりんごを買う、というのが権利擁護事業です。ただし、いきなりその人が果物屋さんの前に行っても、果物屋さんはいりんごかみかんか聞き取れないから、りんごかみかんを聞き取ってくださいという、これが権利擁護事業の原始的なあり方です。私は学生時代に視覚障害者の点字を打っていたこともありますけれども、いわゆる表現の仕方を手伝うというイメージが、私にはかなり強くあります。もちろんそれに限るものではないですから、代行とくっつけているわけです。

成年後見は、これはもちろんいろいろな考え方があると思います。保佐人などの意味はそれぞれ議論があるところですが、基本的にはやはり代理権の問題です。代理

権の問題とは本人の保護、弱者の保護と合わせて法的秩序の安定がやはり代理権がもたらすところであります。したがって、1億円の土地の売買、10億円の土地の売買について成年後見制度をきちんと使うのは、私は当然のことだと思っています。法律をかじった人間の端くれとしては、それについて全く異論はありません。ただし、りんごを買うかみかんを買うかということについては、ぎりぎり言えば代理権の問題があるのかもしれませんが、しかし、多くの場合それは、また普通のといいかわしい言い方ですけれども、普通の場合にはそばにいる人が、本人がみかんが食べたいか、りんごが食べたいか、ということで決めているのではないのでしょうか。

これは介護保険のとき、成年後見をつくるときに一身専属かどうかという議論があって、それによる法律上の手当てがされていますけれども、一身専属かどうかというよりも、普通そういうことはその場で決まっているのではないのでしょうか。赤ちゃんが森永のミルクを飲みたいか、明治のミルクを飲みたいかをどこで決めているのかというと、それは親が代理権を行使しているのか、親が代行しているのかということについては非常に曖昧だと思いますが、おおむね世の中は、赤ちゃんはコチラの牛乳のほうが好きだといっているのだろう、それをお母さんがよく知っているのだろうということで、代行か代弁か知りませんが、それが行われているのではないのでしょうか。そのような代わりをする人が必要だというのが、私は権利擁護事業の基本形だと思っていますので、皆様方のようなご専門家の方々、あるいは社会福祉協議会でやっている人間は私みたいないい加減なやり方ではすみませんから、もう少しきちんとやろうという話かもしれませんが。そのきちんとやろうというのが代理制度に近づくならば、私は福祉の世界で代理制度をつくる必要がないと思います。法的秩序の安定のために福祉制度を使うというよりも、もし福祉制度でつくるならば、弱者の利用権、利用判断といましようかをより強くするというのが、まさにサブシステムの意義だというつもりでございました。

それから、(3)の苦情解決であります。これについても(2)にやや近いのですけれども、苦情解決で裁判官みたいな人を早く引っ張り出せというのが、国会の議論や当時の野党の議論でした。これを私はかなり頑迷固陋に抵抗したのは、苦情解決というのは、特に福祉サービスのようにその場でできてその場で消えるものについて、裁判官みたいな人が出てきて「×だ、○だ」とつけるような、もっといえば監査みたいなやり方というのがうまくいかないというのは、厚生省が長い間サービスの監査ができなかったことから明らかであります。苦情解決というのは基本的にその場で生まれ、その場で消えていくサービスについてその場で解決することだから、基本的にはその場において利用者と提供者が向き合って改善していくというのが、私は基本形であると思ってきました。提供者が悪人だからどうのこうのみたいな議論を展開して、裁判官が出てきたり厚生大臣が出てきたりして「馬鹿あほまぬけ」と提供者の側が言うというのは、苦情解決のやり方ではありません。その意味では、私は苦情解決という言葉を意識的に解決という言葉を使った上で、第一義的というのは施設の中でやるべきです。これについて

は密室をつくるという批判をする方がいらっしゃいましたけれども、それはサービスの提供というものの性格を議論しないで、モノの議論と同じように考えているのではないのでしょうか。まさに製造物における消費者苦情みたいなことで理解されると、福祉サービスの苦情とは議論が異なっていると思いました。まさに自主的な改善を重んじるべきではないのでしょうか。ただし、それではすまない紛争が広がり、苦情が広がったときにどうするのかというとき、それをサポートするシステムを組まなければいかんというのが（３）であります。

（４）の社会福祉法の活性化は、今の（３）と実は絡むのですけれども、利用者の主権や利用者の選択ということを中心に全体を構成しています。もう一つ、やはり重要なのは対等ということでありまして、対等というのはサービスの提供者の誇りみたいなものをきちんと維持できないといけません。あるいは、サービスの提供者における裁量というものを尊重しなければいけません。先ほどの「法律絵」でいえば、舞台の上の提供者を下からがんじがらめで縛るみたいなことはいいことではないと、私は当時も思っていましたし、今も思っています。まさに舞台の上で社会福祉法人というのは公共の担い手として、信頼して任せているからこそ支援のお金を渡すわけでありまして、それを全く信頼していないかのように下からいちいち指揮、命令して細かな文書で仕送り装置にくっつけるというのは、私は基本的に違うのではないかと思います。私は、これも製造業の世界とは基本的に違うものであると思っています。その意味での社会福祉法人の活性化とは、社会福祉法人そのものの手足を縛りすぎているということを少しゆるくすべきだと思いました。そして、今も思っています。それに伴う公共の担い手としての役割、あるいは信頼というものをもう少し大きくしてもいいのではないかというふうに思っています。

もう一つだけ補足しますと、先ほどの公権力に伴う行為というもので非常にこだわっているのは、これも私自身が公務員をやっている、皆さん方法律の専門家の方でも忘れていらっしゃるかもしれませんが、特別権力関係というものがあつて、公務員というものは一般の社会保障法の適用を受けないのです。つまり、まったく別の島国に住んでいる集団として公務員は特別権力関係の統治を受けるということになっているわけでありまして。私が役所に入ったときからずっと思ったのは、ハンセン病の患者さんたちと公務員は似ていると思ったのです。島国をつくられて、周りから統治をされている中ではそれなりに飯を食える。しかしながら、社会とは隔絶されているというのが公権力というものなのだろう。それで、たとえば先ほどのような市民社会論の上に福祉を置くということを考えるときに、やはり公務員という島国に住む、特別権力関係に服さなければいけない集団を使って福祉をやるというのは、基本的にはいいことではない。特に福祉サービスをするのは基本的にはいいことではないと思って、今も思い続けています。

これは皆さん方の議論の中であまり出てこないかもしれませんが、公務員とい

うものは公務員法でいろいろと縛られているわけではありますが、手足を縛られている人間にサービスの提供をさせるというのは、私は論理矛盾だと思ひまして、社会福祉法人の活性化ということをいったときに、合わせて公務員サービスはできない。もっと公務員法を変えてもらうか、特別権力関係論をやめてもらわないと、公務員がサービスの担い手になるのは基本的にできないのではないかと当時も思ひましたし、今も思ひています。いわば法律と公務員像みたいな話は、実はサービス論が福祉国家論なのかわかりませんが、サービスの担い手として公務員を想定するかどうかというところ、私はこのようなサービスの担い手として、公務員というものは基本的に想定すべきではないと思ひていますが、それは今の公務員法のもとでは、ということの限定つきであります。

冒頭から最後まで、わりと大きめのことから細かなことまでお話ししましたが、基本はやはり福祉の世界、あるいは福祉サービスの世界を特別な世界からはじめるのか、普通の社会からはじめるのかというのは、これは価値判断の世界でありますから、私の判断が全て正しいと申し上げる気はありません。ノーマライゼーションということの本当にいうならば、やはり市民社会論からはじめるのが普通であって、市民社会論からはじめた上で下支えシステムをどうつくっていくのか知恵を絞るということであろうと思ひます。

「成年被後見人の選挙権の制約の合憲性」

同志社大学法科大学院一憲法公法専攻 竹中 勲

はじめに

@高齢者法研究の一環で検討に着手

@基本的人権総論の残された課題の一つ

c f : 典型例と非典型例 = 「判断能力不十分な個人の基本的人権保障」

@憲法解釈論と憲法適合的法制度論 = 後者の一例としての公職選挙法改正論

一 成年後見制度の憲法上の位置づけ

二 成年被後見人の選挙権の制約について定める法令の構造

三 成年被後見人の選挙権の制約規定（公職選挙法 11 条 1 項 1 号）の合憲性

四 公職選挙法 11 条 1 項 1 号を違憲とする訴訟提起の課題

五 公職選挙法改正案の検討

以下は、2009年11月14日の研究会における報告・議論を事務局によって要約したものである。可能な限り竹中先生のご趣旨を活かす形で要約したつもりであるが、事務局の不勉強で思わぬ誤解をしている可能性もある。従って文責は、PACガーディアンズにある。

さっそく始めさせていただきます。

@マークの1番ですが、「この研究のきっかけ」というのは、科研費の一般研究で社会保障法、憲法、福祉関係の10名ほどのメンバーが集まり高齢者法研究の一環としてスタートしたのですが、3年目ぐらいに「選挙権の問題がある」ということに気がつきまして、他に研究例も無く、やむを得ない問題提起かなということが始まりです。

そこで@マークの2番なのですが、従来、憲法のテキストの基本的人権の総論のところでは、何が典型的な議論で何がそうでないのかということについて、公権力と私人が典型例、私人相互間が非典型例になります。この場合の私人が、いわゆる一般権力関係といえますか、通常の家と国民の関係です。これが典型例ということになります。いわゆる特別権力関係、特殊な公務員、刑務所、病院や大学、いわゆる、かつては特別権力関係論ですけれども、これは特殊だ、という議論が残っております。これが、非典型例ということになります。それから私人の場合に、自然人が典型例で法人が非典型例です。それから私人の場合に、日本人が典型で外国人はどうするかというと、これが非典型例ということになります。これはだいたい憲法の基本的人権総論のところに書いてあるのですけれども、まだ教科書類では恐らく触れられていないと思います。それと、もう一つは自然人は成人が典型で、未成年が非典型となります。このジャンルが大体これまでの教科書類に載っております。

私は将来、これ以外のジャンルとして、私人の中に判断能力が十分な人と十分でない人という概念を問題提起したいのです。これは一部の成人・未成年と重なってきますけれども、その別の分類系というのは判断能力が十分な人が従来の典型例で、十分でない人は非典型例となります。この十分な人、十分でない人の基本的人権の保障をどう捉えるかということについては、教科書類では全く触れられていません。それを検討する素材・具体例として、この成年後見人の選挙権の問題を取り上げたいというような脈絡で始めたということになります。

そして、@マークのついた3番目の「憲法解釈論と憲法適合的法制度論」については、社会保障法などでも、いわゆる法政策のことも行うべきではないかという議論が出ております。憲法学でも従来「憲法政策論」というような表題の部分もありますが、憲法解釈論それ自体ではないけれども、やはり憲法の趣旨に適合した法制度としてはどういふものがあるか、というものを構想する論がいないのではないかと考えているのです。その一環として公職選挙法の改正法案の提案のようなものをする、その前に、どういふ作業をすべきなのかということ。これは全く、今後検討したいというふうに思っております。

一の「成年後見制度の憲法上の位置づけ」ということですが、「成年後見制度」というのは、基本的には社会権、憲法 25 条の実現自体の制度ではありません。むしろ自由権の行使を十分にするための保護システムであります。もちろん、これは密接に関連するのですけれども、理論的にはそういう区別をしておきたいという捉え方です。

二で「選挙権の制約について定める法令の構造」という部分ですが、選挙権は国民固有の権利だとして憲法では重視しています。しかし実際にそれを行わせるためには、公職選挙法の積極・消極的要件に照らしてということになっており、選挙人名簿制度ということになります。では、どういう形で制約されているかということですが、公職選挙法 11 条 1 項は次に関わるものが選挙権、被選挙権を有しないとしており、1号で成年被後見人、2号以下はいわゆる犯罪人、罪を犯した者となっています。後見開始審判を受けますと、登記されますし、選挙管理委員会のほうへ連絡がいったら、選挙人名簿に選挙権を行使できない状態になったという記載がなされるというシステムになっております。

三の「制約の合憲性」ということですが、これについて学説も裁判例も、必ずしも十分な議論がなされていません。実践成年後見の特集号が実質的なスタートラインかと思えます。アメリカでも憲法違反だという地裁判決が 2001 年に出ました。その後は、裁判例はないようですが、論文としては問題だという論文がごく最近、2008～2009 年にも出ておりますので、アメリカでも問題がクローズアップされつつあるというふうにも思っております。そして、日米比較研究をやりたいと思っております。そして、「憲法訴訟における違憲審査の行動審査項目」というものがありますが、これはどの憲法上の権利が問題になっているか、それがどの程度重要かということです。権利を制約する場合、「制約目的は何か」「目的は正当かどうか」「目的を達成するための手段は正当かどうか」「違憲とされた場合に救済をどう与えるか」という 4 つの項目についてチェックしています。判決文はそのとおりに並んでおりませんが、内容的に 4 つを吟味して明らかになっています。

さらに目的ということになりますが、目的については資料が必ずしも明確ではないところがあります。弁護士会が 2005 年の日弁連の意見の中で、「成年被後見人の選挙権を否定する立法手段が、必ずしも明確ではないが、能力を欠くから投票できないのだろう。あるいは投票の際に不正行為があるのではないか。」といったようなことが指摘されております。

さしあたり、これらの内容を念頭において、私なりに分析するということになるわけですが、まず「公平に際し、必要な判断を行うことができないものを、選挙過程か

ら除外する」という制約目的については、「文盲であっても、投票権を与えなければならない」と公職選挙法自体が認めております。字が書けない人は代理記載の制度がありますので、文盲を除外できません。そうすると投票に際し、必要な判断を行うことができないものというのは、どういうカテゴリーになって、どういう判定基準になるのでしょうか。もちろん、新生児が駄目だというのは、憲法 15 条 3 項で「成年者に限定する」となっていますので当たり前ですけれど、成年者のうちの誰を除外するのかという問題が出てきます。少なくとも重大な権利の制約ですから、事前の告知がいるのではないかということになります。家裁、後見登記、市長村選挙管理委員会の剥奪過程、どの段階でも事前の告知、意見照会の機会がありません。これは「適正な手続き処遇を受ける権利を侵害するもの」として、少なくとも憲法 13 条に違反するのではないかと思えます。鑑定の段階でも、選挙権に関する判断能力というのは、チェックされていないものでありまして、そういう意味でもこの点は明確にいえるでしょう。問題は内容ということになりますけれども、現在は民法が定める成年被後見人たることを、公職選挙法での選挙権資格剥奪の要件として借用しているということですが、明らかに成年被後見人というのは、経済的取引能力に関する保護のためということですから、なぜそのことによってその選挙権を失うことになるのかどうも説明できないのではないかということになります。いわゆる平等論の脈絡でいう過剰包摂、過少包摂ということになり、憲法 14 条違反だということになります。要するに後見審判を受けた人の中にも、選挙権についての判断能力を有するものがあるとすると、それは過剰に制約しているということです。逆に、後見審判を受けていない人でも、実際は判断能力がない人もいるわけですが、この場合には選挙権を与えよう、そういう意味では、過少包摂になっているという二重の点で、問題があります。そういう意味では、必要最小限度の制約になっていません。最高裁判決の言葉を使えば「やむをえない事由がない」ということになるのではないかと考えております。そういう意味で憲法違反になるのではないかということですが、

そして、制約目的の β (ベータ) として、不正行為があるのではないかということですが、これも現在、身体障害の方については郵便投票とか代理記載、代理投票制度が設けられております。これは、「投票所自署主義の例外」ということで、立会人を置くなどきわめて厳格な要件が法律で定められております。だから、その要件をあきらめた場合、どういう不正行為が出てくるのであろうかということ自体はつきりしません。

それから、制約目的の γ (ガンマ) ですが、現実問題として投票行動を行うというのは、非常に困難であるという考慮については、困難だから制約できるということ自体がおかしいのです。仮に困難であったとしても、結果的に困難だから、投票できないだけの話で、それは選挙権を剥奪することの理由にはならないのです。困難であるから、次の段階として、何らかの支援制度を設けるべきだという議論であれば分かりますが、剥奪の理由としてはできないだろうというのが基本的な私の理解です。そういうことになりますと、憲法 15 条の 1 項以下に憲法違反になるということで、実際に裁判を起こした

場合には、違憲判決になるだろうと思っているのです。それでは、どういう裁判形態があるかというのは、これは現在、公職選挙法 23 条、24 条で選挙人名簿の誤記、誤った記載、記載漏れなどを念頭に置いた、裁判制度がおかれております。しかし、本来的には行政事件訴訟法 4 条の「実質的当事者訴訟」、これは先ほどの在外選挙権訴訟の場合にも使われた訴訟形式ですけれど、選挙権を行使しうる地位にあることの確認訴訟を、行政事件訴訟として提示するということになるでしょう。では、公職選挙法 23 条、24 条に特別な制度があるのだから、この行政事件訴訟法の 4 条は排除されるというふうになるかといいますと、この 23 条、24 条の訴訟は、地裁が終わったらすぐに最高裁に通るというような、しかも出訴期間もきわめて短いということが定められております。

そのあとは、きわめて例外的ではありますが、本来の救済をはずすのであれば、その人工的人権救済論といいますか、憲法上の救済権利侵害ということになるのではないのでしょうか。非常に端的に言えば、誰かが訴訟起こしてくれたらパッと変わるだろうと思うのです。本来、裁判を起こすという権利は重要な救済権の行使なのだということになります。しかし、家族がクローズアップされますので、そういう負担を、そういう人にやれというようなお願いはできません。どなたか、そういう運動団体の中で「私がやってもいいよ」という人がいればそれに乗かって、できる限り支援させていただくということにはなります。だから私たちが勝手に空想的に考えるのは、若年痴呆症の初期の段階で「将来、自分は成年後見を受けるかもしれないので、そのときに選挙権がなくなる」という、まさに自分に判断能力があるときに、自分が裁判したいというような人がいれば、一番いいのだろうと思うのです。今後そういう人がいれば、一緒にということですけども、そういう他力本願ではないとなると、やはり国会議員宛の法案を作って訴えかけるぐらいしか、あるいは学会で問題提起するぐらいしかできません。結局は学者とか国会議員が率先して変える以外にないのだろうという意味では、法案改正の議論をいろいろなところで提示していく必要があるのではないかというような段階でとどまっているところです。

五の「公職選挙法改正案の検討」の議論のところですけども、今のところ考えているのは、1 案と 2 案というような形です。第 1 案というのは、11 条 1 項 1 号の削除です。とにかくさしあたりは削除するということです。そして削除しますから、前と同じように投票用紙が送られてきます。それで、行きたい人は行く、行けなかったら仕方ない、もうやむをえません。しかし、特別なレッテルを貼ることは一切しないというやり方です。次の段階は第 2 案といいますか、いわゆる身体障害の人については、公職選挙法の 48 条に代理投票制というのがあります。この文言に、「身体の故障又は文盲により、記載することができない選挙人については代理投票をさせることができる」とあり、筋ジストロフィーの患者さんのような例があります。現在の段階では 48 条で書いているのは、

身体の故障又は文盲、あるいは 49 条の不在者投票の場合も、郵便投票等の場合も、身体の故障または文盲ですから、不安神経症、対人恐怖症の人が、投票所に行けないということで争った場合には、「精神上の障害は駄目だ」というふうに切られているのです。ここに、「精神上の障害による」という要件を加えるのが、一つの課題なのです。ただ、この法については、その文言を入れただけで十分でしょうか。さらに、もっと詳細な条文を考えないといけないだろうと思っているのです。いずれにしても不安神経症の人については公職選挙法 46・48・49 条の改正になってきます。

結論として、成年被後見人の選挙権の制約は違憲であるという意見にはなりますが、それをどういうふう to 実現していくか、要するに新たな支援制度をどうするかという議論になります。知的障害者、あるいは認知症の高齢者などに、もちろん選挙権を与えたという上での話ですけれども、支援するシステムという to、どういうことをやることになるでしょうか。支援するシステムでまた不正行為が発生するのではないかという形で、かえって批判で足元がすくわれる可能性もあるので、さしあたりは憲法違反だけ言ったほうがいいのかというようなあたりで、今考えている最中なのです。

現在、京都の有名な「いわくら病院」という精神病院が不在者投票制度の指定病院になっているので、調査に行ってきました。まず、京都市の選管に届けて、不在者投票の指定を受けます。まず、入所者に「この補欠選挙か、あるいは 8 月の選挙のときに投票したいですか？」と聞いて、投票したい人は名前を書いてもらうようなのです。そして、全部個別面接でいろいろ話を to、ケースワーカーとしてこの人は「投票したい」という関心を持っているな、という認定をした人を選管に届けて、その人たちについてはこの病院で投票できるようにしてくれというふう to します。そうすると、当然、選管は選挙人名簿と照合します。その中の 1 人について「選挙権がない」と返ってきたそうです。選管のほうは、プライバシーですから、「成年後見を受けている」と言わないのです。それでいろいろ調べてみると、実際に見舞いに to 来てくれているのは別の家族が、勝手に後見審判を to してしまっていて、結果的には「後見審判になっているから、選挙権がないのです」と説明があったそうです。しかし、本人は「本当は選挙がしたいのに」という状況で終わっている to ことのように to そうです。そういう意味でも、選挙に対する関心を持つ能力はあるわけ to です。だから、それ以上のものを to 要求する to のか to どうか to ということ to です。実際、「あなたは現在の政治を to どう to 思っていますか」と to いう to こと to について、いちいちチェックを to したら、後見開始審判を受けていない人の中にも埋もれている人が to たくさん to 出てくる to のではない to でしょうか。そんなチェックは to できない to だろう to と思います to ので、そういう意味では経済取引関係で to さまざま to 後見審判を受けたら名簿からは外す to というのは、えらいおかしな制度だと感じる to のです。

支援制度をつくる場合に難しいのは、そういう制度を与える to ことによって、「あなたは知的障害だ」というレッテルを to 貼る to こと to になります。まず、投票所では to それ to は to できませ

ん。だから、いわゆるユニバーサルデザインの支援制度、要するに高齢者でわかりにくい人については、もっとわかりやすくするというのはいいのだけれども、その人だけターゲットにという制度は、やはり問題が出てくると思います。公職選挙法の中では、手続全体に対して情報保障のユニバーサルなシステムというのができなければいけません。今後、いろいろな共同調査で、どこの国がどれだけわかりやすい制度をつくっているかを探して、それを集約した法案を我々がつくるみたいな作業をしないといけないだろうと思っています。「選挙権なくなるから、後見受けるのをやめよう」というようなことは、もう最低限なくさなければいけないということです。

コミュニティフレンド委員会実施記録

21年度、14回に亘り委員会を開催してきた。委員会のメンバーは副理事長をはじめ、コーディネーター、コミュニティフレンド（以後CFと称する）活動当初から活動しているフレンド総勢8名。それぞれの活動を通して、活動のあり方や定例会、活動費のこと等、議論してきた。

今年度のCF委員会は、初めての試みである、養成講座、交流会の企画、実施に多くの時間を費やしてきたが、CFとは何か？ヘルパーでも支援者でもない友達、人により様々な受け取り方がある。講座、交流会の準備の中で、常に議論し、その答えを探ってきた。また、それと同時に、CF活動の広報について、どのようにしたら効果的かを話し合ってきた。その議論は今後も続けていく。

22年度は千葉県との共同事業になり、CF、コーディネーター養成講座の開催も4回予定されている。福祉関係者以外の方々をどのように取り込んでいくのか、課題になるだろう。

CF委員会議事録

●第1回 21年4月24日 19時～23時

開催場所：習志野事務所

出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、森 一史、野口 友子

- ・ 21年度のCF委員会の活動について
- ・ CF講習会について～開催の方向で検討

●第2回 21年5月15日 19時～22時

開催場所：習志野事務所

出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、野口 友子

- ・ CF講習会について～参加者をどのように募っていくか検討

●第3回 21年7月31日 19時～21時

開催場所：リエゾン

出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、野口 友子

- ・ CF講習会について～プログラムの内容、広報について検討

- 第4回 21年8月28日 19時～21時
開催場所：習志野事務所
出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、野口 友子
 - ・ CF講習会について～広報活動、ちらし作成について、プログラムの内容の決定

- 第5回 21年9月11日 19時～22時
開催場所：リエゾン
出席者：名川 勝、松本 智子、日岐 雅弘、黒滝 絢子、野口 友子
 - ・ CF講習会について～前回に引き続きプログラムの内容について確認

- 第6回 21年10月2日 19時～22時
開催場所：習志野事務所
出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、森 一史、黒滝 絢子、野口 友子
 - ・ CF講習会→CF養成講座とする。～講座のちらしについて検討
 - ・ HPのCF欄の作成

- 平成21年度第1回コミュニティフレンド連絡会 21年10月4日 13時～16時
開催場所：千葉ペリエ会議室
出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘
和田 加奈、野口 友子、池上 直樹、秋本 和子、遠藤 春美
篠崎 昭、森田 栄子、川島 広江、畑瀬 正敏、田口 麻樹
 - ・ 各自活動内容発表、意見交換

- 第7回 21年10月23日 19時～22時
開催場所：習志野事務所
出席者：松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、森 一史
黒滝 絢子、和田 加奈、野口 友子
 - ・ CF養成講座のプログラム進行について検討

- 第8回 21年11月6日 19時～22時
開催場所：習志野事務所
出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、和田 加奈、野口 友子
 - ・ CF養成講座について～当日のスケジュールと各担当者を決定
 - ・ CF養成講座のワークショップについて名川氏の提言により再検討

- 第9回 21年12月6日 14時～18時
開催場所：船橋勤労市民センター、習志野事務所
出席者：松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、和田 加奈、野口 友子
 - ・ CF 養成講座～当日の出演者と打ち合わせ
 - ・ CF 養成講座～事例検討の内容について

- 第10回 21年12月11日 19時～22時
開催場所：習志野事務所
出席者：松本 智子、松田 武丈、森 一史、和田 加奈、野口 友子
 - ・ CF 養成講座～前日最終確認

- 第11回 21年12月12日 13時～17時
開催場所：船橋市勤労市民センター
出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、森 一史
黒滝 絢子、和田 加奈、野口 友子
 - ・ CF 養成講座当日

- 第12回 22年1月9日 20時～23時
開催場所：船橋フェイス
出席者：松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、森 一史、野口 友子
 - ・ CF 養成講座反省会
 - ・ 交流会の開催について

- 第13回 22年2月5日 19時～22時
開催場所：習志野事務所
出席者：松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、和田 加奈、森 一史
黒滝 絢子、野口 友子
 - ・ 交流会について～参加者（CF活動にかかわっている方、興味を持っている方々）プログラムの内容について検討

- 第14回 22年3月5日 19時～21時
開催場所：船橋フェイス
出席者：松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、和田 加奈、野口 友子
 - ・ 交流会～プログラムの作成、当日の準備、各担当者を決める

CS 神戸との意見交換会 22年3月27日 10時～12時

開催場所：船橋二和公民館

出席者：CS 神戸 梅木 利恵、富永 恭世

名川 勝、松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、森 一史

黒滝 絢子、和田 加奈、野口 友子

CS 神戸・・・研究会立ち上げとコミュニティフレンド養成講座開催準備。秋にマッチング会開催予定。障がいを持つご本人をアイフレさんという愛称をきめる。

PAC-G・・・来年度は県との協働事業としてコミュニティフレンド養成講座2回、コーディネーター養成講座2回開催予定。12月開催のコミュニティフレンド養成講座の報告。

●第15回 22年3月27日 12時～16時

開催場所：船橋二和公民館

出席者：名川 勝、松本 智子、松田 武丈、日岐 雅弘、森 一史

黒滝 絢子、和田 加奈、野口 友子

- ・ 交流会準備
- ・ 交流会当日
- ・ パルシステム（パルシステム生活協同組合連合会）“のんびる”の取材を受ける

コミュニティフレンド養成講座報告

コミュニティフレンド活動が始まり 4 年目を迎え、多くの方にこの活動に参加してもらうために、21 年 3 月に CS 神戸で開催された養成講座を参考にコミュニティフレンド委員会で内容を検討し実施した。

●事前の宣伝活動

PAC ガーディアンズ Web ページによる告知、千葉大学ではチラシを配布し出前講座をするなど、和洋女子大学、聖徳大学など県内の大学にチラシを配布。

●開催日時と場所

平成 21 年 1 2 月 1 2 日（土） 14 時～16 時
船橋勤労市民センター 3 階第 1 会議室

●内容

- ・ 成年後見制度とコミュニティフレンドについて ※資料 1 参照
- ・ コミュニティフレンドに参加する社会人 ※資料 2 参照
- ・ PAC ガーディアンズ作成の DVD 上映
- ・ コミュニティフレンドより（1 組のコミュニティフレンドからインタビュー形式で話してもらう）
- ・ グループワーク（実際の活動をイメージしてもらうために、参加者を 4 グループに分け、自己紹介現在活動している CF がファシリテーターとして入り、寸劇で事例を紹介、それを受けてグループ検討し、発表してもらう）

PACガーティانس コミュニティフレンド養成講座

NPO法人PACガーティانس CF委員会

平成21年12月12日(土)
船橋勤労市民センター3階第1会議室

本日の流れ

14:00

PACガーティانس、成年後見制度とコミュニティフレンドそれぞれについて

NPO法人PACガーティانس 別理事長 名川 勝

コミュニティフレンドに参加する社会人

～ ある会社員の場合 ～

コミュニティフレンド 池上さん

DVD上映 ～ 昔頃の活動の様子 ～

コミュニティフレンドより

コミュニティフレンド 上野さん 遠藤さん 永多さん

質疑応答

15:00 休憩



15:10 あひたもコミュニティフレンドに

～ グループで話し合おう

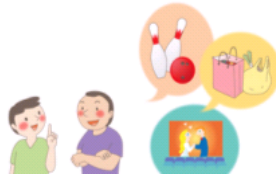
話題提供 コミュニティフレンド 和田 加奈

グループワーク

発表

本日の感想

15:55 まとめ NPO法人PACガーティانس 理事長 佐藤 彰一



●参加者について

参加人数32名。内、コミュニティフレンド活動に興味をもち今後の情報を希望された、名簿登録者は15名。現在CFコーディネイト進展中4名。

参加者内訳	人数
新コミュニティフレンド実施者	2
学生	8
障害を持つ方の家族	7
福祉従事者	7
一般	6
身体に障害を持つ方	2
計	32

●参加者意見（一部抜粋）

～学生より

全介助の方、知的障害を持つ方と関わる機会が多くあるが、“支援・介助”という立場なので“友だち”という立場は新しいと思った。

～生活支援者から

精神障害者など特にコミュニティフレンドが関わることで生活に広がりができるのではないか。

その他、別紙3参照

● 今後の課題と考察

今回の参加者は20代の方から60代の方までと年齢層に幅があり、学生さんから家族、福祉職、一般の方まで多岐にわたっていたため、後半のグループワークは「色々な意見が聞けて楽しい講座だった」との感想を参加者からいただいた。

しかし、関係者からは「コミュニティフレンドとは何か」を伝えきれていなかったとの意見があったが、こうあるべきという姿はむしろ必要なく、それぞれが活動の中で見つけていくものとする。

「楽しく付き合えばいいとわかってよかった。」という感想も学生さんからいただいているので、「人と人が当たり前の姿としての友だち」が伝えられたと考える。

また、この講座で障害を持っている方と友だちになりたいと思えたが、1対1の関係に責任の重さを感じるために活動を躊躇してしまうとの意見もあり、今後の課題としてグループでの活動を増やしていくべきと考える。



養成講座の様様

コミュニティフレンド交流会報告

- 1、交流会概要 コミュニティフレンド活動 4 年が終了し、例年のフレンドのみの意見交換会ではなく、パートナー（障害をお持ちの方）と家族、活動に興味を持って下さる方など皆で集まり、ミニコンサートやそれぞれの活動を紹介するなど、1対1の活動から今後期待されるグループでの活動が可能なのか、お互いを知り合う機会をもうけ検討する。
また、家族のこの活動に対する評価を収集する。

2、開催日時 平成22年3月27日（土）午後2時～午後4時 ※資料1を参照

3、開催場所 船橋市二和公民館講堂

4、参加人数 74名

参加者内訳:コミュニティフレンドと障害をお持ちのパートナーのペア13組コミュニティフレンドのみ4名、パートナーのみ3名、家族16名、活動に興味を持って下さる方17名、出演者3名、取材他3名、神戸からコミュニティフレンド実施者2名、PAC-G関係者3名

- 5、交流会内容
- 1) ソプラノ歌手によるミニコンサート
 - 2) 活動報告
 - 3) ビンゴ大会
 - 4) 当日飛び入りゲスト（障害をお持ちの方）のピアノ演奏

こめきにていふれんどに3りゆうかい コミュニティフレンド交流会		2時 から 4時まで
1	2時から2時10分まで	はじまりのあいさつ 
2	2時10分から2時15分まで	かんぱい 乾杯 
3	2時15分から2時45分まで	コンサート 
4	2時45分から3時15分まで	かつどうほうこく 活動報告 
5	3時15分から3時45分まで	びんごたいかい ビンゴ大会 
6	3時50分から4時00分まで	おわりのあいさつ 

6、交流会実施状況

船橋市手をつなぐ育成会の協力のもと、コミュニティフレンド活動に興味を持つ多くの方々が参加する中、13組のペアが家族も同伴して参加していた。重度の知的障害を持つ37歳の青年は、前日まで体調不良を訴えていたとは思われない満面の笑みで、歌に反応して身体をゆすり、何処

に行くのもフレンドと一緒に行動している様子は、確実に信頼関係が築かれていると確信できる。また兄の結婚式にフレンドをこの青年の友達として呼んだという報告を受けるにあたり、家族のフレンドに対する評価は高いといえる。また、同じく重度の障害を持つ35歳の青年は、女性のフレンドと活動しているが、このフレンドの結婚式に友人席に招待され新しいネクタイを締めて出席したと報告を受けている。その後出産、育児のため休止していた活動だが、当日フレンドが赤ちゃんを連れての参加となり、久しぶりの対面だったが、とても柔らかい表情をフレンドと赤ちゃんに向ける姿が見られた。歩行も安定せず、こだわりもあるこの青年が自宅から2時間以上もかけて電車を乗り継ぎ参加させた家族の思いは、大好きなフレンドに久しぶりで会わせたいとの考えと、音楽好きのこの青年にソプラノ歌手の歌を聴かせたいとの思いからと思われるが、入所生活をするこの青年の生活はコミュニティフレンド活動に参加して広がりを見せていると思われる。他に軽度の障害を持つ女性のペアが3組参加していたが、どのペアも楽しそうに会話している様子が見られた。安心できる相手がそばにいただけで落ち着いて沢山の人のの中に入られると、家族から報告を受けている。発達障害を持つ40歳の女性は丁寧に寄り添うフレンドを連れ、ソプラノ歌手に質問に行くなど、落ち着いて参加していた。当日司会進行を軽度の障害をもつ男性にフレンドとともにお願いしたが自信をもって生き生きとインタビューする姿が印象的だった。

7、今後の課題と考察

今回の交流会は、障害のある方たちに、とても理解のあるソプラノ歌手の歌をメインの企画としたためか、和やかな会になっていた。

コミュニティフレンドに対して家族の評価は高く、障害を持つパートナーとフレンドとの信頼関係が築かれている様子がよくわかった。また重度の障害をお持ちの方をパートナーとするフレンドは家族とコンタクトを取ることが多いためか、家族との関係もとてもいいということがわかった。

コミュニティフレンドの活動をしたいと今回の交流会に参加した学生さんは、色々なペアの姿を見ることができ、とても楽しかったとの感想をくれた。

現在コミュニティフレンドの活動に興味を持ってくれる若い方たちは福祉関係の学生さんが多いが、これを一般の学生に広げ、また主婦や地域参加する会社員などに広げるためには、この会に出演してくれたような音楽家の方などの力をかりて皆が楽しめるオープンな企画を考えてい

くことも必要に思われる。

また、この交流会で数組のペアが次の活動を一緒にグループで動いてみようという約束をしていた。このように自然に交流が始まるのが望ましいコミュニティフレンド活動の方向と思われる。



交流会の様子

神戸でのコミュニティフレンド活動について 報告

特定非営利活動法人 コミュニティ・サポートセンター神戸
担当 梅木 利恵

活動の経過

神戸でのコミュニティフレンド活動は、2008 年度に特定非営利活動法人 P A C ガーディアンズの支援の下、述べ 61 名の受講生を迎えて近畿初のコミュニティフレンド養成講座の実施からスタートした。

2009 年度の上半期は、活動の財源確保や研究会メンバーの個別呼び掛けなど、事務局としての準備活動を行ない、下半期からは財源となる助成金を獲得し、11 月からメンバー 6 団体・8 名によるコミュニティフレンド研究会を発足させた。その研究会活動および成果、また今後の活動予定等を以下に整理する。

2009 年度の活動および成果

コミュニティフレンド研究会①【開催日時:2009 年 11 月 24 日(火) 16:30~18:10】

講義:「みのりプロジェクトにおける支援活動について」

講師:西本輝子氏(神戸大学発達科学部みのりプロジェクト)

- **講義より**、みのりプロジェクトでは、知的障がいのある人や引きこもりの人達の実習と学生の教育を組み合わせたキャリア開発プログラムを行なっている。実習生にはカフェ実習・農園実習・店舗実習・事務関連実習・学習支援・地域支援活動から本人の希望に合った体験をしてもらい、就労のためのステップアップのお手伝いをしている。
- **意見交換より**、障がいによる行動なのか、本人の我がままによる行動なのかが判らないことがあるので、障がいに対する理解を深めるための勉強をしたい。

コミュニティフレンド研究会②【開催日時:2009 年 12 月 14 日(月) 10:30~12:00】

- **意見交換より**、コミュニティフレンド(略称:コミフレ)に相対する愛称を自分を解ってくれる人を欲しいと思う当事者として、『アイフレンド(略称:アイフレ…相、会、逢、愛、I)』に決定。
- コミュニティフレンドが対応できる障がいについては、ヘルパーと同行すれば、障がいの程度を問わずコミフレの友だちとしての活動が可能である。

コミュニティフレンド研究会③【開催日時:2009年12月14日(月) 10:30~12:00】

講義:「障害に関する基本知識(神戸市の場合)について」

講師:谷野和代氏(ひがしなだ障害者地域生活支援センター)

- 意見交換より、ひがしなだ障害者地域生活支援センターでは、東灘区在住の手帳を持つ方々であれば、どなたにでもお手伝いすることができる。
- コミフレさんの心のケア→コーディネーターの役割となる。
- 精神障害のアイフレさんの場合は、安定している人が対象となる。

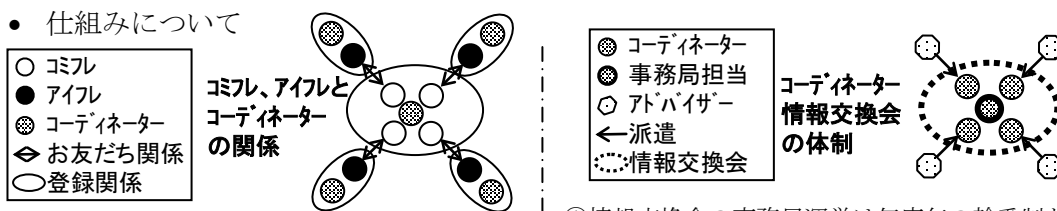


コミュニティフレンド研究会④【開催日時:2010年2月24日(月) 10:30~12:00】

講義:「私の考えるコミュニティフレンドについて」

講師:光岡丈一氏(NPO法人誕生日ありがとう運動本部)

- 講義より、障害のある人のやりたいことを汲み上げるのがコミフレの役割である。
- 意見交換より、コミフレはアイフレの社会との窓口と考える。コミフレの度量が大事。
- コミフレ・アイフレの登録制、コミフレ・アイフレとコーディネーターとの関係、コーディネーター情報交換会の体制など、活動のための仕組みが大切。
- 仕組みについて



①コミフレ・アイフレ希望者は登録制とする

①情報交換会の事務局運営は年度毎の輪番制とする

②ひがしなだ障害者地域生活支援センターからアドバイザー派遣

コミュニティフレンド研究会⑤【開催日時:2010年3月24日(水) 14:00~16:00】

講義:「地域で暮らす ～子育てを通じて考えてきたこと～」

講師:高島順子氏(NPO法人チャレンジひがしなだ)

- 講義より、他人や友達と居る面白さを知らないこともあるので、それを知るチャンスとしてコミュニティフレンドという仕組みがあっても良いのではないかと。
- 理解しようという“思う気持ち”を、同じ人として、接する側が持つことが大事。
- 意見交換より、小学校ではアイフレさんにも友達が居るが受験の時期になり友達不在の時期がある。それをうめるための関係作りの機会があると良いのではないかと？

NPO法人PACガーディアンズとの情報交換およびコミュニティフレンド交流会

【開催日時:2010年3月27日(土) 10:00~16:00】

- 午前の情報交換より、千葉では2年がかりで30人のコミュニティフレンドが誕生、CS神戸では自然発生的に一組が活動中。CS神戸での今後の講座の講義内容や講師派遣については、日程決定後に要望に応じて、対応できる方に出向していただく。
- 午後の交流会より、コミフレ活動中やコミフレになるか思案中の方、アイフレさんとそのご家族が交流会に出席。コミフレさんとアイフレさんが会話を持たなくても信頼関係が成立しているのを見ることができた。
- 交流会に参加したことで、講座より先行して交流マッチング会を開催してマッチングしてもらい、実際のコミフレ活動を通じて生まれる疑問や質問を講座で学ぶようにしたい。

2010 年度の取組み

交流マッチング会 【開催日時:2010 年 7 月 3 日(土) 14:00~16:00】

- 場所：カフェ・アゴラ 、定員：30 名（先着順）、参加費：200 円
- 内容：自己紹介・好きなテーマを選んでおしゃべり・みんなで唄おう・プレゼント
回し・マッチングの意思確認と登録

コーディネーター養成講座、コミュニティフレンド講座 【開催日時:7 月中旬~9 月上旬】

交流マッチング会 【開催日時:9 月中旬】

市町村調査概要

調査の目的

本調査は、障害者にかかわる市町村申立の現状を把握することを目的としている。障害者の後見利用については全国的な統計数字は存在しない。障害者概念の定義を司法の中で行うことができないため家庭裁判所統計にあがってこないことが大きな理由と思われる。裁判所の関係者から聞くところによるとだいたい全申立の2割前後が障害者を本人とする申立ではないかと言われているが、これは、申立人の属性（障害者の場合、親や姉弟が申し立てることが多い）、選任された親族後見人の属性（親や姉弟がなることが多い）にかかわる統計数字からも、そのように推測できるところである。

そうすると、年間約6000件前後の障害者を本人とする成年後見申立があることになるが、障害者の場合、本人には年金しか収入が見いだせない場合が多く、市町村申立や成年後見利用支援事業に対する期待は、高齢分野に比較して高いと思われる。しかも親が後見人に就任している場合でも、親の死亡に伴う後見人の交代が当然に予想されるところであるから、市民後見や法人後見に対する期待も高いものがある。

市町村申立の実際が、障害者の場合はどのように利用されているのか、社会の期待に応えるためには、その姿をとらえる必要があると考えたことが、この調査のきっかけである。

調査の方法

上記の目的で行う調査であるので、調査方法としては量的調査よりも質的調査に傾斜した方法を採用した。しかし、時間と資金の関係から長期間のフィールド調査を行うことは無理であるので、自治体へのアンケート送付と、そのアンケート回答を受けた電話調査と訪問調査を組み合わせる手法を採用した。

対象自治体の選定は、平成20年度に障害者の市町村申立を行ったことがあると厚労省の内部調査で回答した地方自治体23カ所と、我々がたまたま知っている自治体2カ所を加えた。

対象自治体は次の通りである。

厚労省 リスト内	銚子市	障害福祉課
	いすみ市	福祉課 障害者福祉班
	小田原市	障害福祉課
	船橋市	障害福祉課
	名古屋市	障害企画課
	越谷市	障害福祉課
	横浜市	障害企画課
	川崎市	障害福祉課
	千葉市	(障害企画課)
		障害者自立支援課
	市原市	障がい者支援課
	大阪市	障害者施策部障害福祉企画担当
	札幌市	障がい福祉課
	釧路市	社会福祉課 障がい福祉担当
	さぬき市	長寿障害福祉課
	春日井市	障がい福祉課
	嘉麻市	社会福祉課 障がい者福祉係
	熊本市	障がい保健福祉課
	宇土市	福祉課
	尼崎市	障害福祉課
大阪狭山 市	保健福祉部 福祉グループ	
広島市	障害福祉課	
大牟田市	福祉課	
堺市	地域福祉推進課	

厚労省 リスト外	町田市	障がい福祉課
	流山市	障害者支援課

これら自治体は、すべてアンケートに回答して下さった。回答の中で、嘉麻市、釧路市は障害者の市町村申立例がなかった。厚労省集計のなにかの手違いかと思われる。その他の自治体はすべて市町村申立があり、かつそのための要綱類が整備されていた。これらの自治体には、すべて電話による内容確認の

照会と、いくつかの自治体については訪問調査を行っている。なお送付したアンケート用紙は、本報告書に掲載している（99 ページ参照）

調査の概要

調 査 名		障害者における成年後見制度利用支援事業の実施状況に関する調査
調 査 対 象	調査対象地区	全国
	調査対象者等	対象市町村の成年後見制度担当者
	悉皆・抽出の別	(悉皆・抽出) 厚生労働省の実施した平成20年度の当該制度実施状況調査結果より、障害者について助成実績の多い市町村23カ所、ほか
	調査方法	郵送による調査項目事前送付の後、訪問ならびに電話の併用による半構造面接。
	調査客体数	23カ所（実施後分析から外した箇所を除く）
調 査 内 容		成年後見制度利用支援事業の障害者に対する適用の実態とその運用を調べるとともに、事例概要を通して制度利用の帰結と変化、生活支援との関連などを検討した。
調 査 時 期		平成22年1月～3月
調査結果の主要集計項目		対象基本属性、実施要項ならびに制度の実施体制、事業内容（手続き支援・申立助成・報酬助成・要件・制限）ほか。 事例については集計せず、概要と分析を行った。
調査結果の活用法		報告書を関係機関に送付するとともに学会等において報告することにより、議論と制度検討を促す。

1) 財政の拠出元については、回答がない自治体が多かった。これは、なかなか各自治体で苦労して工面していることを示している。回答があったところは、高齢者については介護保険地域支援事業から、障害者については、自立支援法の地域生活支援事業から拠出しているとの回答になっている

：この回答は、成年後見法学会が同時に行っている「自治体調査（以下、学会調査と呼びます）」と同じ結果であり、ほぼ全国的に、これが財源とみてよいであろう。

2) 調査を行ったが、データが実質的に把握できなかった自治体がある。大阪市、横浜市、川崎市、名古屋市である。これら自治体はいずれも政令指定都市であり、業務はすべて区を通じて行っているため、市への調査を行っても把握できないという回答になっている。再度、対象と手法を組み替えて調査の必要がある。

3) いわき、知多半田、多治見、西宮など後見支援の福祉関係者の間では先進地と目されてる自治体が厚労省リストに出てこないことも再調査してみたいところである。

学会調査によれば、知多市では平成20年度から市町村申立の要綱を廃止したと報告されており、ここから推測されることは、NPO法人に公的後見を委託しているの、それらの団体から依頼があり、かつそれらの団体が後見受任をする前提であれば、市町村申立をする、という扱いになっているのではないかと、そのため厚労省に回答されなかったのではないかと推測している。この点は、なお確認する必要がある。

4) 要綱の中で、成年後見制度利用支援事業の利用要件で市町村申立をはずしているところが実際にあった。いすみ、松戸などいずれも千葉県内で見られた。

周知のように厚労省の方針はすでにそうになっているが、市町村の要綱ですでにそうになっているところがあることは、うれしい発見であった。そこで、親族申立で利用支援（申立費用の立て替えや、後見人報酬の付与）を行った実例があるかどうか、興味を引いたが、今回の調査では、そこまで聞けなかった。これは、我々の方で予想していなかったためである。学会調査でも、この点はまったく調査結果から落ちている。

5) 障害者の成年後見利用の場合、報酬援助は、予算が増加すると心配している自治体がある。高齢者は後見報酬の付与を行っても期間が短いけど、障害者の後見人の報酬付与は期間が長いので、予算がどんどん増え続けるという心配

である。

6) 高齢と障害とで要綱を一本にしたいが、県の指導で分けている。そんな回答もあった。県にその理由の問い合わせをしたいところであるが、「指導」した課がどこなのかを再調査する必要がある。

7) 審判費用を本人の負担とする、の意味を間違えているのではないかと思われる回答もあった。

裁判所の審判で、「申立費用は本人の負担とする」との主文が書いてあるので、審判の後に後見人に申立費用を求償した、と回答する自治体がある。なかには、裁判所に求償権放棄の上申書をだしたが、「本人の負担とする」と書かれてしまったと記載されている自治体もある。この主文の意味は、既払いの費用は、払った人が他の誰かに請求しなくともよい、程度の意味であってほとんどの場合、無視してもよいものである。

8) 後見人と行政との関係

これが、今回の調査で発見できた重要な知見であるが、大都市、小都市の区別なく、市町村申立をしたあとの行政と後見人や地域支援団体との関わりには、三つのパターンがあるようである。

(1) まったく、後見人に投げてしまって、行政は、審判後の本人に関わらない。(後見人丸投げ型)

(2) 審判前も審判後も行政が積極的に関わるが、本人を入所(精神病院や入所施設)に入れ続けるための努力を重ねている。(本人隔離型)

(3) 行政が審判後も積極的に本人と周辺に関わっている。(地域支援型)

この例はグッドプラクティスと言ってもよいと思われるが、千葉県内に多いように思われた。ただ、ほかの市でもあるが聞いていないだけかもしれない。

この地域支援型の関わりをもっている自治体からは、「成年後見利用支援事業があったからこそまで関わられた」とのコメントがよせられている。確かに後見制度は福祉対象であるか否かなどの従来サービス枠を超えておおように、しかも恒久的に関わり手を貼り付けるとともに、関与の強制性を持つのかもしない。しかもそれが助成制度(お金)があることによって関わりをつけられるということかと思われる。

9) 報酬扶助の金額は、どこも在宅 28000 円、入所 18000 円である。

この金額を超えて裁判所が報酬審判を出す例があるが、そうした場合にどうするかについては確認できていない。本人の財産から差額を受ける形になるで

あろうが、この点は、司法と行政のあいだの連携が必要だと考えられる。

10) 一部で平成20年度の変更(利用援助事業の要件から市町村申立をはずす)について把握していないとの回答があった。担当者の知識についての地域間格差があると思われる。

11) 手続きの開始は、施設、GH利用者の場合はやはり職員による相談から始まるが、その理由は、相続や金銭管理あるいはただ将来が不安だからという理由もあるようである。

12) 後見申立等に関する判断や対応が市町村に任されていると同時に、予算規模その他によって地域差が大きいのはいかなものかとのコメントがある。確かに予算的な理由で左右されてよい性格ではなく、また基準がぶれるべきものでもないように思われる。

ケース 1

__ (1) 誰から (どこから) 照会されたか / どこで利用支援事業を知ったか
本人が利用している施設相談員より、障害福祉課を通して照会されている。

__ (2) ご本人の基本属性
知的障害、年齢 30～40 代、ケアホーム

__ (3) 申立までの経緯
いろいろ活動が広がる中で将来的に一人暮らしがしたい、地域に出たいという希望があったが、身寄りのない人で後見人がつけばよいのではないかということになった。

__ (4) 帰結
類型は後見で社会福祉士 (社会福祉士会)、審判までの日数は 2 ヶ月。

__ (5) 審判後の状況
基本的に個別の相談があれば障害福祉課が関わる。

__ (6) キーパーソンは誰か
施設の相談員

__ (7) 連携した他機関は
施設、障害福祉課

ケース 2

__ (1) 誰から (どこから) 照会されたか / どこで利用支援事業を知ったか
本人が利用している施設相談員より、障害福祉課を通して照会されている。

__ (2) ご本人の基本属性
知的障害、年齢 30～40 代、更生施設

__ (3) 申立までの経緯
身寄りがなく、金銭管理はボランティアで行われていた。障害は重度で問題行動があり、施設の設備等を壊してしまい、その弁償などボランティアでは対応仕切れない状況であった。

__ (4) 帰結
類型は後見で社会福祉士 (社会福祉士会)、審判までの日数は 2 ヶ月。

__ (5) 審判後の状況
基本的に個別の相談があれば障害福祉課が関わる。

__ (6) キーパーソンは誰か
施設の相談員

__ (7) 連携した他機関は
施設、障害福祉課

ケース3

__ (1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
地域包括支援センター(本人の父親の支援で)

__ (2) ご本人の基本属性
女性、父親と同居 精神障害

__ (3) 申立までの経緯
高齢の父親の介護をしていたが、本人は精神状態が悪くなり、セルフネグレクト状態(というべきか)、2人とも入院。本人の入院先の病院から支払いが滞っているため病院から出てもらいたいといわれた。
父親の支援で当初地域包括が関わっていたが、市外の病院に入院したため、地域包括が動くのが難しくなった。そのため、保健所や市の職員が動かざるを得なくなった。その後、父親が亡くなり大変なケースだった。

__ (4) 帰結
類型は後見、後見人は司法書士(リーガルサポートより) 審判まで4ヶ月(鑑定費用は翌年度になった)

__ (5) 審判後の状況
審判がおりましたばかり。後見人がいるので、個別に相談があれば、障害福祉課が対応する。

__ (6) キーパーソンは誰か
いろいろ関わっているがなし。難しいケースではあった。

__ (7) 連携した他機関は
地域包括支援センター、保健所、地域活動支援センター(相談)

ケース4：知的の親子

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

行政の看護師(市の職員)が、福祉サービスを利用する申請事務手続きの中で必要性を感じて相談があった。

(2) ご本人の基本属性

母：70歳代 知的

娘：40歳代 知的 の在宅で二人暮らし

(3) 申立までの経緯

日用品の買い物もできず、福祉サービスを利用しながらの在宅での二人の生活が限界となり、それぞれ施設やグループホームへの入所を検討するにあたって成年後見人が必要となった。

(4) 帰結

二人とも後見類型。後見人は社会福祉士。

一人で二人の後見を行なっている。報酬は、それぞれ別々に支払っている。

申立→審判 約70日

(5) 審判後の状況

同じ系列の法人が運営する施設等へ入所。

母親は70歳代だが、身体的には問題がないので介護保険の施設の入所が難しく、障害者の入所施設に入っている。

娘は、グループホーム。親子なので将来的には一緒に住めるようにと支援の計画をしている。

。

(6) キーパーソンは誰か

申立て前は、市の職員(関わりがある看護師)

現在は、後見人

ケース 5

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
ケアマネ(相談支援事業所)から相談

(2) ご本人の基本属性

家族も知的レベルが低く、本人の若いときの聴き取りができず、療育手帳が申請できないため、精神の手帳(2級)を取得。病院に入院していた。

(3) 申立までの経緯

タバコが好きで、年金生活の中でやりくりが難しい。近所に物乞いをするなど。

ストレスでガラスを割るなどの問題を起こし、精神科に入院。

退院に当たって、主治医、ケースワーカー、相談支援事業所、市が関係者会議を開催し、申立ての必要性を検討した。退院前に後見人等を選任して関係性づくりをおこなった。

(4) 帰結

後見類型で申立てをしていますが、会話ができるので医師の診断書により保佐で審判が下りただし、同意権や代理権はすべて〇印がついている。

申立→審判 約40日

(5) 審判後の状況

退院にあたって保佐人が生保の申請を行なった。

自宅で独居生活をしており、週4日地域活動支援センターを利用。

食材費は保佐人が直接ヘルパーに渡して購入してもらっている。

親や叔父、叔母など三親等内の親族は他界し、従兄弟たちとも疎遠になっている。

本人が何か事件を起こす度に、関係者会議を開催している。

(6) キーパーソンは誰か

申立て前：障害者相談支援事業所のケアマネ

受任後：保佐人

(7) 連携した他機関は

病院、相談支援事業所

ケース6 今年度の事案

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
母親の後見人

(2) ご本人の基本属性
40歳代の発達障害の男性
自宅で母親(認知症)と同居

(3) 申立までの経緯
母親と同時に申立てをしようとしたが、本人は保佐か補助の類型なので、本人に後見人等の役割を理解してもらうために2年がかりで対応をしている。
母親の後見人が、本人を交えて話しをしたり、関係者会議を開催してきた過程で、本人が「相談できる相手」と後見人等の役割を納得するようになってきたので、現在、申立ての準備をしている。

ケース 7

__ (1) 誰から (どこから) 照会されたか / どこで利用支援事業を知ったか
入所施設の職員より照会

__ (2) ご本人の基本属性
女性、年齢 48 歳、知的障害、入所施設

__ (3) 申立までの経緯
母死亡により、遺産、マンションの処分、施設契約などが必要となった。

__ (4) 帰結
類型は後見、家裁一任でファミリーサポートセンターの職員になった。
審判までの日数は 1 ヶ月 2 日。

__ (5) 審判後の状況
特に関わりなし。変わらず施設入所を継続している。

__ (6) キーパーソンは誰か
入所施設の相談員

__ (7) 連携した他機関は
入所施設

ケース 8

__ (1) 誰から (どこから) 照会されたか / どこで利用支援事業を知ったか
入院している病院より照会

__ (2) ご本人の基本属性
男性、63歳、手帳なし、アパートで一人暮らしであったが、措置入院。

__ (3) 申立までの経緯
脳器質性障害で、過去、医療保護入院2回あり。目も見えなくなり、ヘルパーに包丁をつきつけることがあって措置入院となる。入院後は市で通帳などを預かっていた。このままでは1人暮らしは無理（問題を起こすことが多く、大家からは出てほしいといわれていた）と判断。年金なし、預貯金は多少あるものの、医療費の支払いなどがあり、底をつけば生活保護になる見通し。身体障害者手帳を取得する。（精神手帳は取らず）

__ (4) 帰結
類型は後見で社会福祉士、審判までの日数は5ヶ月。

__ (5) 審判後の状況
現在入院中。入院費支払い、介護保険施設の契約、アパート支払いと引き払い、いずれは生活保護受給となる。

__ (6) キーパーソンは誰か
病院の相談員

__ (7) 連携した他機関は
病院

※その他

Q. 申立時の親族同意について、他の市では大変だったと聞いた。こちらの市ではどうだったか？

A. それほどでもない、2度通知を出して、反応なければ申立をしてしまっている。最近審判がおりののが早くなった。

Q. この成年後見利用支援事業について、実際に運用して何か問題点やどうしたらよいか改善案などあるか？

A. 21年度は4件決定、2件が決定になりそう、あと4件控えている。すでに予算オーバーで補正予算を組んで対応する。（22年度の予算増はしていない）20年度は報酬助成の対象がなかったため、実績はないが、今後は増えていった場合、どうするのか、他の市はどうしているのか（逆質問）→ヒアリングした他の市も危惧していること、ある市の場合は社協の基金を利用するといっていたことを簡単に伝える。

【21年度決定の1ケースについて】

30代、知的障害で親から虐待を受けていて、在宅から施設入所へ。親の同意が得られず、市長申立となる。社会福祉士が後見人となる。

【21年度申立に至らなかったケースとして】

50代、女性、知的障害で両親なく、おじより性的虐待を受けて、おじを訴えて、弁護士が関わっていたものの、本人が韓国国籍の人と結婚し、転入してきたため、市で対応することとなるが、本人に会わせてもらえず終結してしまっている。

その他、病院からの問合せが多く（21年度4件）、手帳を持っていない人も多い。このように難しいケースが回ってきており、これ以上の対応が難しくなっている。

ケース9 ※3人全て関連したケースのため、ひとつにまとめた

_(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
知的障害者更生入所施設の相談員

_(2) ご本人の基本属性

- ① 男性、79歳、療育手帳A1、施設入所
- ② 男性、80歳、療育手帳B1、施設入所
- ③ 女性、79歳、療育手帳A2、施設入所

_(3) 申立までの経緯

上記3名のうち、①と③が双子の兄妹、②と③が夫婦であり、同じ施設に入所していた。3名とも両親も他界し、身元引受人及び連絡のつく親族が不在であった。そのため、3名同時に市長申立の申請があり、申請者は施設長であった。全員が高齢であることを考慮すると、今後知的障害施設では解除困難になった場合の介護保険施設移行の際に、契約関係で成年後見人が必要ではないかとの判断のうえ、申請。申請後、本人との面接や、戸籍での親族確認を経て市長の申立を行うことを決定。

_(4) 帰結

3名とも審判がおり、3名とも同じ司法書士が任命された。審判までの日数は5～6週間ほど。

_(5) 審判後の状況

1名は退所し、病院に入院。2名は現在も入院中。

_(6) キーパーソンは誰か

親族がほとんどおらず、連絡も帰ってこなかったため、キーパーソン不在。

_(7) 連携した他機関は

家庭裁判所

※その他

Q. 成年後見利用支援事業を利用したいという問合せはどのくらいあるか。

A. 年に1～2件の相談。親が後見人になっていて、負担してくれという問合せが多い。

Q. この制度のやりにくいところはどこか？

A. 親族のやり取りに困っている。4親等以内の親族に対し、手紙を送ったが反応があったのが1通だけであった。調べるにも本人と同じ権限がないため、大変だった。また、事務量が多い。

Q. この制度が高齢者に比べて実際に使われているケースが少ないが何故だと考えるか。

A. 施設長の判断(問題意識)が大きいと思う。

ケース10

_(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
社協(日常生活利用援助事業)

_(2) ご本人の基本属性
女性、76歳 精神障害(おそらく統合失調症)
介護老人保健施設に入所するが、現在は入院中

_(3) 申立までの経緯
夫と二人暮らしだったが、夫が死亡、病状が悪化し、どうしたらよいかわからないと市役所に駆け込む。その後、自傷行為などがあり、医療保護入院、老健入所するも、病状悪化で精神科病院に入院、退院後は老健ということを繰り返している。
現在住んでいないのに賃貸料が発生していること、今後を考えると金銭的に足りなくなることが予想され、出費を減らすなど、日常生活利用援助事業では対応しきれなくなった。
本人の兄弟12人中6名が存命だが遠方であり、本人の母親(100歳近い)の介護などで対応できない、他の親族にもコンタクトとれずで、市長申立をすることにした。

_(4) 帰結
類型は保佐、審判までの日数は11ヶ月。医療保護入院、主治医がかわり、すぐには鑑定書がかからないということで時間がかかった。
(金銭的には夫の保険金などがあり、また、入院保証人は本人の甥の協力が得られたため、その間それほど困ることがなかった)

_(5) 審判後の状況
審判がおりたのが、最近。これから、社協と保佐人と本人と顔を合わせる場所である。

_(6) キーパーソンは誰か
甥

_(7) 連携した他機関は
市社協、地域包括支援センター、老健

※追加質問

Q. 甥がいるにもかかわらず、市長申立にした経緯は?

A. はじめは連絡が取れなかった。おそらく逃げていたのだと思う。しかし、市長申立の手続きをしている中で、連絡がとれ、後見人を立て、財産管理や身上監護を後見人がやって、事実行為や病院保証人など後見人が出来ない部分があるという説明を受けたところで、それくらいなら自分はやれるということで、途中から甥が関わるようになり、入院時の説明など、顔を出すようになった。

Q. 高齢者の後見制度の利用が多いが、どう思うか?

A. 高齢介護グループでは65歳以上高齢者、65歳未満でも第2号被保険者であれば対応としているが、このケースは本来であれば福祉グループ対応だろう。しかし、後見の必要性

をワーカーの中で温度差がある。他からみたら、それは後見人が必要でしょうと思っても、手続きが面倒でもあり、実績がないためどう対応したらよいかわからない。権利擁護に対する意識が弱いためケース会議でも発議がない。私見だが他の市からもそういう話を聞く。そういったところが大きいのではないか。

ケース 11

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
長寿社会推進課

(2) ご本人の基本属性
男性、52歳、知的障害者
借家（今まで母親と同居であったが、今回入院された為一人となる）

(3) 申立までの経緯
高齢の母親の入院費の支払いが出来ないことがきっかけとなり、知的障害の方の存在がわかる。相談支援事業所の支援により、障害年金や療育手帳の手続きをとる（今まで手続きをしていなかった）。
申立て者：市町村長、支援者：相談支援事業所、施設の職員

(4) 帰結
後見人・社会福祉士・79日かかる

(5) 審判後の状況
今まで、自宅で一人で生活していた時は、ついで買い物をしていたらしい。隣人の人が通帳を預かり、金銭管理をしていたが、申し立て支援の時に通帳の引渡しを求めると、数十万円の使途不明金が見つかる。母親には借金があった。後見人がついたことで、自宅から施設に入所となる。

(6) キーパーソンは誰か
市町村職員、施設の職員

(7) 連携した他機関は
相談支援事業所、長寿社会推進課

ケース12

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
障害者相談支援事業者／知ったのは、福祉課です。

(2) ご本人の基本属性
男性、20歳、知的障害者
借家（両親と母と付き合っている男性の4人で生活。両親とも知的障害者）

(3) 申立までの経緯
障害者相談支援事業所より、両親と3人暮らしの世帯に、母が付き合っている男性が入ってきて、お金を搾取し、暴力を振るっているとの相談がある。
本人・家族の申し立ては無理でしたので、市長申し立てとなる。
暴力を受けていたので、自立支援法のサービスを導入し、父と息子の2人は福祉ホームへ入所する。

(4) 帰結
後見人、社会福祉士、87日

(5) 審判後の状況
福祉ホームで父と生活していたが、父が一度離婚した母親と再婚したため自宅（借家）で3人での生活になる。しかし、両親の影響を受け好き勝手な生活のため後見人は対応に苦慮している。

(6) キーパーソンは誰か
不在

(7) 連携した他機関は
障害者相談支援事業所

ケース13

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
障害者相談支援事業所／知ったのは福祉課です。

(2) ご本人の基本属性
男性、57歳、知的障害者、借家
ケース12の父親です。

(3) 申立までの経緯
障害者相談支援事業所より、本人と妻と息子と生活していたが、妻の付き合っている男性が自宅にきては、お金を搾取し、暴力を振るうとの相談がある。（本人・妻・息子は知的障害者）身を守るために、自立支援法の福祉ホームに息子と2人入所する。
本人・家族の申し立てが無理なので、所長申し立てとなる。

(4) 帰結
後見人、87日、社会福祉士、司法書士（負債の整理の為10/24から2/26までの期間）

(5) 審判後の状況
妻とは離婚して、福祉ホームで息子と2人と生活していたが、妻と再婚し元の自宅で生活を家族3人でしている。後見人がついて、生活指導をしているにも係らず、付けで飲んだりして支払いを滞納している。裁判所には、後見人がお金をくれないと苦情を言いに行く。
妻とは再婚したが、再度離婚した。

(6) キーパーソンは誰か
不在

(7) 連携した他機関は
障害者相談支援事業所

ケース14

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
病院／長寿社会推進室より照会があり、福祉課で知る。

(2) ご本人の基本属性
男性、23歳、知的障害者
障害者相談支援事業所 重症心身障害者の病棟に入所中。

(3) 申立までの経緯
平成3年に病棟に措置児として入所したため、費用は無料でした。平成18年障害者自立支援法になり、利用料が発生するが支払いが滞る。家族は支払いをせず面会にも来ない。病院より、後見人をつけて欲しいとの要望がでる。
母親は再婚し子供もできるが、生活に困窮し本人の障害年金を生活費にあてていた。本人・家族の申し立てが出来ないので、市長申し立てとなる。

(4) 帰結
後見、社会福祉士、102日

(5) 審判後の状況
滞納していた医療費・食費等を払ってもらえるようになる。
本人のお金は本人が使えるようになる。

(6) キーパーソンは誰か
施設職員

(7) 連携した他機関は
病院

ケース15

_(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
民生委員から本人の生活相談として

_(2) ご本人の基本属性
男性 50歳 知的(A-2)
自宅で叔母(本人の父親の姉)と同居

_(3) 申立までの経緯
両親の死後、叔母と二人暮らし

※ 同居していた叔母がそう状態で事情聴取が困難なため生育歴や家族歴等も含めた状況把握ができなかった。

※ 今まで、福祉の制度には関わっていなかった。手帳も後見人がついてから取得。

※ 過去に仕事をしていたこともあったらしいが、長続きしていなかった。

両親がいた時、土地をもっていた。両親が元気な頃から不動産屋が出入りし、両親の死後、不動産屋に勝手に売られた土地がある。

叔母が体調を崩し介護サービスを利用。介護のヘルパーから民生委員に『知的障害があるらしい人がいる』と民生委員に相談が入る。民生委員は近所に住んでいたので古くからこの家族のことは知っていたが特に介入はしていなかった。

叔母が体調を崩し、老人ホームに入所をすることになり、本人が独りで暮らすのは難しいため成年後見申立となった。

申立て者：市長

関与者：民生委員

_(4) 帰結
後見類型 鑑定なし

後見人は弁護士

申立時に成年後見人候補者は特定しない。家裁と話し合いの仲で不動産屋との関係の整理が必要なため弁護士が良いだろうとの意見が出ていた。

市が相談受理→申立 2～3ヶ月

申立→審判 80日

_(5) 審判後の状況(主として生活支援面での)

後見申立と並行して手帳の申請(手続きは市が行なった)

現在、後見人と不動産屋が話し合い中。駐車場を貸して地代収入がある。

本人：自宅から毎日通所施設に通っている。人間関係は問題なし。施設利用に際し抵抗もなく、直ぐに慣れた。週2～3回ヘルパーが家事援助をしている。太っているので食事については糖尿病への配慮が必要。民生委員も時々、本人を訪問している。

_(6) キーパーソンは誰か

申立てまでは市

現在は、通所施設(必要に応じて通所施設で関係者会議が開催されている。)

ケアマネや相談支援事業所との関わりはない。

ケース 16

_(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
入所しているグループホームの管理者から

_(2) ご本人の基本属性
女性、30代半ば 知的障害 (B-2)
グループホームに入所中

_(3) 申立までの経緯
本人は、軽度の知的障害はあるが一般の販売店に雇用され、就労も長続きしている。
同居していた父親からの暴力と財産侵害(本人の収入(年金+給料)をあてにして)
を受けて女性センターに保護され、グループホームに入所。
本人が、自立してアパートに住みたいと希望。
今までは、グループホームが金銭管理をしていたが、一人で暮らすためのお金の管理をして
欲しいとの要望があった。本人申立は、知的障害で手続きが難しいため市長申立てとした。

支援者及び関与者：市とグループホーム

_(4) 帰結
保佐類型
保佐人：社会福祉士(申立て時に候補者は立てず、選任は裁判所にまかせた)
市が相談受理→申立 約1ヶ月
申立て→審判 110日(鑑定あり)

_(5) 審判後の状況
現在、アパート探しをしている。
父親には障害はない。同市に在住しているので配慮が必要。

_(6) キーパーソンは誰か
グループホーム管理者

_(7) 連携した他機関は
特になし
※ 後見申立については職場の関わりは求めなかった。
(就労にあたって、ハローワークは関わってはいない)
※ 今までも相談支援事業所の関わりはない。

ケース 17

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

国土交通省(旧建設省)で照会

(2) ご本人の基本属性

男性 40歳 知的障害 施設入所 長男 (助成対象は長男のみ)

男性 38歳 知的障害 市営団地にて一人暮らし 二男

(3) 申立までの経緯

三男が事故で死亡、損害賠償責任が発生、長男と二男に累が及ぶため、相続放棄を考えてほしいと自動車交通局保障課長名で通知あり。長男、二男の現在の状況、判断能力がどうか、申し立てが必要か調査し、住民票や戸籍から親族へ意思確認。市長申立となる。

(4) 帰結

長男、後見 社会福祉士 11か月程

(二男には保佐人、社会福祉士、申立助成の対象外)

(5) 審判後の状況

特に関わりなし。変わらず施設入所を継続している。

(6) キーパーソンは誰か

特になし

(7) 連携した他機関は

建設省

ケース 18

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
ケアホーム施設長

(2) ご本人の基本属性

男性、60歳代、知的障害、ケアホーム入所。

(妻 女性 63歳 知的障害 ケアホーム入所)

(3) 申立までの経緯

妻が体格的に恵まれ過ぎ、体を支えられなくなってきた。介護が必要で介護保険施設入所がのぞましく、後見人の必要性がでてきた。職員でもある精神科医師も同行。親族は妻に子がいるも、知的障害があり、親族確認できず市長申立となる。

(そもそも通所施設であったが、2人のためにケアホームにしたという経緯があった)

(4) 帰結

男性 保佐、社会福祉士で審判。

日数は4カ月(鑑定依頼からの手続きのため時間がかかる)

女性 後見、社会福祉士、日数は2カ月(精神科医の意見書が採用された)

※女性は市外の施設入所となったため、申立助成の対象外となる。

(5) 審判後の状況

男性は現在もかわらずケアホーム入所。

(6) キーパーソンは誰か

ケアホームの施設長

(7) 連携した他機関は

ケアホーム

※その他

Q. この成年後見利用支援事業について、実際に運用して何か問題点やどうしたらよいか改善案などあるか?

A. 予算の問題。報酬助成はずっと続く。雪だるま式にふえていくのではないか。他の市はどうしているのか。報酬助成の手続きがないのでいいのかと思っていたら2年近くをまとめて報酬助成の手続きをされてしまった。予算は翌年度から出したが、1年単位で手続きしてもらいたい。(当初、報酬申立が前回家裁への報告から次に報告するまでで1年間というくりではないことを知らなかった)

ケース 19

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

精神科病院のケースワーカーから市に直接相談

※精神科病院のワーカー達は、成年後見利用支援事業について知っている。

(2) ご本人の基本属性

女性 60歳代 精神(統合失調症)

精神科病院に入院中

(3) 申立までの経緯

両親は20年以上前に他界。親族交流は一切ない。今までは、病院が金銭管理を行っていたが、高齢になり介護保険の施設に入所するため施設との契約(=身上監護)と財産管理をする目的で後見申立を行った。後見人候補者は、家裁に一任。

※個人情報を出せないで申立て時に後見人候補者を上げることができない。

候補者については、裁判所に一任し、裁判所で探してもらっている。

(4) 帰結

後見類型

後見人は一般の人の第三者後見人(調停委員)

申立て→審判 158日

(5) 審判後の状況

審判後の状況については把握していない。

区の精神保健相談員が対応しているかもしれない。

※市障害福祉課は申立て事務のみ

(6) キーパーソンは誰か

医療機関のケースワーカー(ケース相談を持ち込んだ支援者)

(7) 連携した他機関は

特になし

ケース 20

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
精神科病院のケースワーカーから市に直接相談

(2) ご本人の基本属性
女性 50歳代 精神(重度)
精神科病院に入院中

(3) 申立までの経緯
父親は30年前に死亡。母親が金銭管理をしていたが、1年前に死亡。兄弟はいるが遠く離れている。母親の死亡がきっかけとなり、金銭管理および相続のために後見申立を行った。

(4) 帰結
後見類型(鑑定あり)
後見人は一般の人の第三者後見人(調停委員)
申立て→審判 122日

(5) 審判後の状況
審判後の状況については把握していない。

(6) キーパーソンは誰か
医療機関のケースワーカー(ケース相談を持ち込んだ支援者)

(7) 連携した他機関は
特になし

ケース 21

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
精神科病院のケースワーカーから区の精神保健相談員に相談が持ち込まれた。

(2) ご本人の基本属性
男性 50歳代 精神(2級 統合失調症)
精神科病院入院中

(3) 申立までの経緯
両親は30年以上前に死亡。若い頃、知的障害者の施設に入所して就労していた。
25～26歳の頃、発症して精神科病院に入院していた。
グループホームへの地域移行により、後見申立をおこなった。

(4) 帰結
保佐類型
保佐人：司法書士
申立て→審判 110日

ケース 22

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

出生時に世話をした病院のケースワーカーから市へ(市も出生時から関わりを持っている)

(2) ご本人の基本属性

女性 50歳代 知的障害(A) +精神(1級)

ケアホームで生活

(3) 申立までの経緯

出生時に病院の前に置き去りにされていた。病院が世話をした後、児童施設に入所。

その後、ケアホームで生活をしている。福祉サービスの契約が必要となり、後見の申立てを行った。生まれてから継続して医療受診をしているため、病院として継続して生活支援のフォローをしてきた。また、市も生まれた時から、継続して関わりを持っている。知人(今まで支援してきた関係者)を後見人候補者として申し立てた。

(4) 帰結

後見類型

後見人: 知人

申立て→審判 37日

ケース 23

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
施設から区の保健福祉課に相談が持ち込まれた

(2) ご本人の基本属性
男性 60歳代 知的障害 (A)
知的障害者の施設に入所

(3) 申立までの経緯
身内は20年以上前に死亡。施設からグループホームへの地域移行のため入所契約(=身上監護)と財産管理を目的として後見申立。貯金がある。

(4) 帰結
後見類型
後見人: 司法書士(施設の所在地に近い)
申立て→審判 130日(鑑定なし)

ケース 24

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

児童相談所

(2) ご本人の基本属性

女性、36歳、知的障害(診断書対応)

居住形態;重症心身障害児施設、

(3) 申立までの経緯

重症心身障害者であり、施設との更新契約や財産管理を行うことが必要であるため。

父は認知症、姉は音信不通であり、親族の援助が期待できない。

申立て者:市長

支援者:なし

関与者:児童相談所職員、

事業としての対応:申し立て費用については、本人負担とする旨の審判が出たため、後見人に求償。生活保護受給者ではないため、後見人報酬助成の対象外。

(4) 帰結

後見・社会福祉士・期間:2ヶ月半

(5) 審判後の状況

報告を受けていない為、不詳

(6) キーパーソンは誰か

児童相談所職員、行政職員

(7) 連携した他機関は

なし(医療型施設入所者のため、診断書についても入所施設の医師により作成)

ケース 25

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
施設職員

(2) ご本人の基本属性
男性、74歳、知的障害（A-1）
居住形態；知的障害者入所施設

(3) 申立までの経緯
施設との更新契約や財産管理を行う必要がある。2親等以内の親族がおらず、援助するものがない。
申立て者：市長
支援者：なし
関与者：福祉事務所職員、
事業としての対応：申し立て費用については、本人負担とする旨の審判が出たため、後見人に求償。生活保護受給者ではないため、後見人報酬助成の対象外。

(4) 帰結
後見・司法書士・期間：2週間

(5) 審判後の状況
報告を受けていない為、不詳

(6) キーパーソンは誰か
施設職員、行政職員

(7) 連携した他機関は
司法書士会

ケース 26

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
児童相談所

(2) ご本人の基本属性
男性、43歳、知的障害（A-1）
居住形態；重症心身障害児施設

(3) 申立までの経緯
重症心身障害者であり、施設との更新契約や財産管理を行うことが必要であるため。
父は認知症、異母兄弟は音信不通であり、親族の援助が期待できない。
申立て者：市長
支援者：なし
関与者：児童相談所職員
事業としての対応：申し立て費用については、本人負担とする旨の審判が出たため、後見人に求償。生活保護受給者ではないため、後見人報酬助成の対象外。

(4) 帰結
後見・社会福祉士・期間：2ヶ月半

(5) 審判後の状況
報告を受けていない為、不詳

(6) キーパーソンは誰か
児童相談所職員、行政職員

(7) 連携した他機関は
なし（医療型施設入所者のため、診断書についても入所施設の医師により作成）

ケース 27

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
ケアマネージャ（母の）福祉事務所保健師

(2) ご本人の基本属性
女性、55歳、知的障害（B-2）、在宅

(3) 申立までの経緯
認知症の母の施設入所に伴い、本人単身生活となる。ヘルパー等の援助があれば、日常生活の自立は可能と推測。但し、日常金銭管理も困難であり、財産管理は必要。母は認知症、その他の親族も音信不通のため、援助が期待できない。

申立て者：市長

支援者：なし

関与者：福祉事務所職員

事業としての対応：申し立て費用については、生活保護受給者のため助成対象。生活保護受
後見人報酬助成の対象であるが、現在発生していない。

(4) 帰結
保佐・法人・期間：2ヶ月

(5) 審判後の状況
報告を受けていない為、不詳
但し、報酬助成が出た場合、調査する可能性ある。

(7) 連携した他機関は
社会福祉協議会（後見候補者であって、法人後見も受任している）

ケース 28

__ (1) 誰から (どこから) 照会されたか / どこで利用支援事業を知ったか

本人 (兄) から、『死んじゃうよ。』と市の障害福祉課に空腹と生活不安を訴える電話があった。電話を受けた市の職員が、福祉サービスの調整をし、相談支援のケアマネジメントを行なう中で、成年後見の申立ての必要性を感じて利用支援事業に繋げた。※市の障害福祉課職員＝成年後見利用支援事業の担当者 (CW)

__ (2) ご本人の基本属性

兄：40代 B-1

弟：40代 A-1

平成17年に母がなくなり、持ち家で二人暮らし。

__ (3) 申立までの経緯

兄は、ひきこもり。支援は何も利用していなかった。手帳は取得していなかった。弟は、知的障害者の福祉作業所に通所。手帳は取得していた。平成17年に母親が死亡。自宅前にアパートを所有していたが、アパートの家賃収入はもらえていなかった。弟の障害年金と親の残した貯金で食いつないでいたようだった。本人たちの生活状況について、民生委員や弟の通う福祉作業所から相談はなかった。兄から市に、時々訴えの電話が入っていたようだが、その時点では市は動いてなかった。平成19年6月にかかって来た電話にCWがでて、状況確認のため訪問し、福祉サービスを入れて支援を開始した。(CWは、19年に障害福祉課に配属)直後に、アパート入居者(不法入居者)とのトラブルが生じ、緊急に自宅を離れ、地域のシェルターに避難。財産(不動産の権利書も含む)を市で預かった。その後、障害者支援施設に兄弟二人は短期入所。平成20年3月に自宅生活を再開した。自宅に戻って平成20年5月に申立。申立時点で候補者(社会福祉士)を決めてから申立てを行なった。兄弟に同一の候補者を想定していたが、社会福祉士会と裁判所が話し合いをして、兄弟別々に後見人がつくことになった。後見人が選任されるまでは、金銭管理は市が行っていた。

__ (4) 帰結

兄弟ふたりとも後見類型。鑑定はなし。

後見人は、それぞれ社会福祉士(男性)

審判までの日数約9ヶ月。(平成20年5月→平成21年2月)

__ (5) 審判後の状況

ケアマネジメントは市(直営の相談支援事業所)ヘルパーが中心の支援。兄は、通所が苦手。毎日、市のCW(直営の相談支援事業所)に電話をかけてくる。(人恋しい)土日は、市の日直室に電話がある。市のCWに繋がらないとヘルパーに電話。後見人の携帯電話にも毎日、何度もかけている。弟は、日中は、知的障害者福祉作業所に通っている。

__ (6) キーパーソンは誰か

市(直営の相談支援事業所)

親戚は協力拒否

(7) 連携した他機関は

申立てから選任まで、時間がかかったので生活を支えるために、ヘルパー事業所、弟の通う知的障害者福祉作業所と連携をした。

※その他（フォロー体制）

市（直営の相談支援事業所）、ヘルパー事業所、知的障害者福祉作業所、後見人で世帯の課題として必要に応じて対応をしている。

ケース 29

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
入院先(精神科)のPSWが本人と一緒に来所

(2) ご本人の基本属性

男性、50歳代

精神2級

昭和54年から精神科病棟に入退院を繰り返していた。最終入院は、平成19年4月。

(3) 申立までの経緯

精神科病棟閉鎖(市立総合病院の休止)に伴い、退院促進のケース。

平成20年7月に初回相談。

平成20年8月に母親が亡くなった。

平成20年9月1日に精神障害者生活訓練施設に入所。

入院していた精神科病棟が平成20年9月に閉鎖されるので、入所の契約と金銭管理の必要性があった。また、母親の相続手続きもあるので司法書士に成年後見人候補者を依頼。

(4) 帰結

保佐で申立が、審判は後見類型。鑑定あり(5万円)

申立(21.1.22)→審判(21.3.6)

後見人は司法書士

(5) 審判後の状況

生活訓練施設で2年間が経過をしたので、次のステップとして地域移行

グループホームへ入所予定

(6) キーパーソンは誰か

市に繋がるまでは、精神科病棟のPSW。

病院の閉鎖に伴い、市(相談支援事業所)が中心となって支援したが、今は途絶えている。

司法書士は、相続手続きや金銭管理のみ

(7) 連携した他機関は

特になし

市が直営で相談支援事業をおこなっている所以他の機関と繋がらずにできる。

※問題点

グループホームへの地域移行について、現在の入所している生活訓練施設と県から退院促進事業を受託している地域生活支援センターだけで話を進めている。後見人が司法書士なので福祉サービスを熟知していないので、後見人抜きで話は進んでいるように見受けられる。また、サービスの支給決定に市も関わるのだから、事業者だけで話しが進んでいるのはおかしいと思われる。後見人や市にも相談し関係者間の連携が必要だと思う。(市の担当者の話)

ケース 30

_(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

入院先の病院

_(2) ご本人の基本属性

女性 56歳 身体障害(意識レベルの低下による)

住所地不定(病院に入院中)

_(3) 申立までの経緯

夫と夫の母親(姑)と生活していたが蒸発して行方不明。平成19年12月にくも膜下出血で救急搬送。入院費の支払が滞り病院から本人の住民票があった当市に連絡があった。平成20年5月に身体障害者手帳(上下肢の麻痺)を交付し年金受給。家族は関わりを拒否。滞納された入院費の支払や市内の病院への転院手続きのために後見申立。

※他ケースの申立の時に社会福祉士会に後見人候補者を依頼したら時間がかかったので、直ぐに対応してもらうため弁護士に候補者となってくれるように頼んだ。

_(4) 帰結

平成20年12月19日申立→平成21年1月21日審判 33日

後見類型 後見人は弁護士。

_(5) 審判後の状況

平成21年5月30日 本人死亡

死亡時、後見人は病院に支払をしていなかったため借金が増えていた。

(後見実務はされていなかった様子)

_(6) キーパーソンは誰か

特になし

_(7) 連携した他機関は

特になし

※問題点

後見人が選任されてから、後見人が相談に来ないので市としても関わりにくい。(後見人が抱え込まないで市に相談して欲しい。市としては市長申立てをした以上、継続して関わっていくつもりでいる)

ケース 3 1

_(2) ご本人の基本属性

男性、77歳、知的障害者、施設

_(3) 申立までの経緯

市外施設の相談員から契約上の問題の相談がある。判断能力が低下のため、財産管理（預貯金800万円）と介護サービスの契約の為に利用となる。

_(4) 帰結

後見、社会福祉士、2ヶ月半

_(5) 審判後の状況

把握していない。申請までの援助のみ

_(6) キーパーソンは誰か

施設の職員

_(7) 連携した他機関は

施設、市

ケース 3 2

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
施設

(2) ご本人の基本属性
女性、54歳、施設

(3) 申立までの経緯
重度心身障害者施設に入所していたが、生活費の滞納等の問題がある。親族に兄がいるので協力をお願いしたが拒否される。財産管理・介護サービス利用援助契約のために、申し立てとなる。

申立て者：市長

支援者：施設の相談員

(4) 帰結
後見、行政書士（職種は選定していない。裁判所が決定）、2ヶ月

(5) 審判後の状況
把握していない。財産管理は出来ていて、滞納等は無くなった。

(6) キーパーソンは誰か
施設の職員

(7) 連携した他機関は
施設、市

ケース 33

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
保健センター 保健師

(2) ご本人の基本属性
女性、58歳、精神障害、入院中

(3) 申立までの経緯
治療中断の為、入退院を繰り返す。近所からも苦情が出ている。父親が死亡し、相続により遺産が入る。お金の執着し、妄想等がでて、支払うべきお金も支払いが出来なくなる。現在、入院中で以前から支援していた保健センターの保健師が中心となり申請となる。

(4) 帰結
後見、司法書士と社会福祉士、5ヶ月半

(5) 審判後の状況
把握していない。
現在は退院して、一人暮らしで落ち着いている。

(6) キーパーソンは誰か
保健師

(7) 連携した他機関は
病院の医療関係者

ケース34

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
病院のケースワーカー

(2) ご本人の基本属性
男性、63歳、精神障害（統合失調症）と認知症
入院中、生活保護

(3) 申立までの経緯
平成18年に医療保護（市長）で、入院となる。認知症のため、介護保険施設への転院を求めている。その契約のために後見制度の活用となる。

(4) 帰結
後見、社会福祉士、5ヶ月

(5) 審判後の状況
まだ、入院中

(6) キーパーソンは誰か
ケースワーカー

(7) 連携した他機関は
病院、区的生活保護課
申請があれば、報酬助成の対象となる。

ケース35

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
病院のワーカー

(2) ご本人の基本属性
男性、73歳、精神障害（統合失調症と認知症）、入院中

(3) 申立までの経緯
昭和39年から入院。平成17年からは、認知症病棟に移る。
平成20年頃から、意思の確認が不可能となり申請となる。

(4) 帰結
後見、5ヵ月半、社会福祉士

(5) 審判後の状況
入院中、
生活面での支援の効果を聞いても、支払いが出来るようになったとの返事でした。

(6) キーパーソンは誰か
ケースワーカー

(7) 連携した他機関は
病院

ケース 36

（1）誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
入所先の職員

（2）ご本人の基本属性

37歳、女性

知的障害、てんかん、A判定

施設入所している

（3）申立までの経緯

入所していた施設の廃止が決まり、別の施設に移ることになった。

判断能力が難しく、親族とも交流なく、入所施設の職員から相談があり市長申立となった。

（4）帰結

類型—後見

後見人—司法書士

審判までの日数—74日

（5）審判後の状況

後見人が定期的に訪問している。

審判後は市はかかわっていない。

（6）キーパーソンは誰か

親族はかかわりなく、入所先の施設職員

（7）連携した他機関は

入所施設

ケース37 (ケース38の兄)

_(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

自宅(土地)の賃借料金の滞納があり、訴えられる。当時入院中(平成12年より長期入院中)であり、裁判所→病院のSW→市へ相談があった。

_(2) ご本人の基本属性

60歳、男性

統合失調症

精神科へ入院していたが、平成21年死亡。

_(3) 申立までの経緯

自宅では父と弟が生活していたが、父が亡くなり、自宅の土地の賃借料金が滞納になり、訴えられる。(弟も同じ疾患があり、入退院を繰り返していた)市長申立に至る。

裁判でかかわった弁護士が後見人となった。

_(4) 帰結

類型—後見

後見人—弁護士

審判までの日数—57日

_(5) 審判後の状況

後見人が定期的に訪問している。

審判後は市はかかわっていない。

_(6) キーパーソンは誰か

親族はかかわりなく、病院の職員

_(7) 連携した他機関は

保健所、病院

ケース38 (ケース37の弟)

__(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

自宅(土地)の賃借料金の滞納があり、訴えられる。当時入院中(平成12年より長期入院中)であり、裁判所→病院のSW→市へ相談があった。

__(2) ご本人の基本属性

56歳、男性

統合失調症

精神科へ入院している。

__(3) 申立までの経緯

37のケースと同様

入退院を繰り返しており、訴えられたときは入院中。

__(4) 帰結

類型—後見

後見人—弁護士(兄と同じ)

審判までの日数—78日

__(5) 審判後の状況

後見人が定期的に訪問している。

審判後は市はかかわっていない。

__(6) キーパーソンは誰か

親族はかかわりなく、病院の職員

__(7) 連携した他機関は

保健所、病院

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
障害者の指定相談事業所（生活支援センター／地域活動支援センター）や地域福祉課などが多いです

(2) ご本人の基本属性

女性で中軽度の知的障害が多いようです。グループホームの方や、親御さんと同居ですが、親御さんも認知症で判断能力が低下し、親子で申立てという方も複数います。

(3) 申立までの経緯

- ・グループホームなどで自立生活を行う中での金銭管理の必要性
- ・クレジットカードや携帯電話などでの財産管理の必要性
- ・家族等からの財産搾取（年金等）からの保護
- ・施設入所等の福祉サービス契約の必要性
- ・これまで金銭管理をしていた親の高齢化による、第三者の金銭管理の必要性

などが申立て理由にあげられます。

申立て者は市長ですが、検討の中では、弁護士の実務による本人申立てなどもあがっています。

支援者は前述のとおり、障害者の指定相談事業所が多く、また通所しているサービス事業所（作業所）や区役所の障害者担当などとの連携もあります。

(4) 帰結

- ・審判は順次おこなわれています。（時間はかかる印象です。また、市長申立てにいたるまでも正直、時間がかかってしまっています）
- ・障害ケースの場合、以前は保佐が市長申立てケースが多かったですが、最近はあまり変わらない印象です。

(5) 審判後の状況

- ・生活支援については、以前からのかかわりの指定相談事業所が引き続き関わりを続けています。
- ・後見人等と支援者との連携も、それぞれ模索しながらすすめている現状です。

(6) キーパーソンは誰か

- ・ケースによって異なるため一概には言えないように思います。

その他：

- ・21年度自立支援協議会での会議の中でも、権利擁護に関する議論が行われました。ある区で開催されている定例会議の中で、1度、実際の補助人を招いての意見交換が行われたこともあります。
- ・福祉担当者は（障害に限らず高齢でも）、なかなか後見人の実務を知る機会がないと思われしますので、それらについての研修についても希望が多いです。
- ・利用支援事業については、自立支援法の地域生活支援事業に位置づけられてはいますが、実際のところは他事業も合算して上限額を超えており、国庫からの収入は1/2充当されていないのが現実です。
- ・個人的な意見ですが、「判断能力が低下した方に、法的な代理人をつける」という制度を、ある意味市町村まかせにしてもいいのか？という疑問はあります。生活保護のように、一定の全国的な制度運用の統一とその担保となる財源の検討が必要で

はないかと強く思います。現在は、財源についても運用についても市町村間の差が大きすぎると感じますし、そもそも市町村の考え方や財政状況等で左右されるべき制度ではないと思うのです。これまでも、制度検討の中で、生活保護や介護保険の制度内で、ある程度必須メニュー化するような話（「成年後見扶助」のような）も出ていると聞いたこともありますが？

- ・利用支援事業については、個々への申立てや後見人報酬への助成以外にも、制度啓発やシステムの検討が必要だと思いますが、自治体の規模によっても、取り組みやすさに差がでます。小さな自治体に対しては、やはり広域的な支援が必要だと思いますので、都道府県や国に一定の支援を義務化することも必要ではないでしょうか。

ケース40

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

病院→区役所 *別件での相談が後見に繋がった

(2) ご本人の基本属性

44歳、女性、知的障害 自宅で母と生活している

(3) 申立までの経緯

母は認知症があり、介護保険(ヘルパー)を利用し生活しており、後見人もついている状況。本人、母共に倒れ、病院に搬送される。身内もなく、申立てに至る。

(4) 帰結

類型—後見

後見人—弁護士

審判までの日数—不明、4ヶ月くらいか

(5) 審判後の状況

後見人に一任している。審判後、市はかかわっていない。

ケース 4 1

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか
区役所

(2) ご本人の基本属性

48歳、男性、知的障害 GH

(3) 申立までの経緯

世話をしていた親族の方が急死し、申立てに至る。生活保護を受給しており、SWよりGHから施設入所への相談があった。

(4) 帰結

類型—後見

後見人—社会福祉士

審判までの日数—不明

(5) 審判後の状況

後見人に一任している。審判後は市はかかわっていない。

ケース42

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

区役所

(2) ご本人の基本属性

42歳、男性、知的障害、ダウン症、てんかん CH

(3) 申立までの経緯

母はパーキンソンの疾患があり、支援が困難。本人の介護度が高く、日常生活のほとんどを支援者に委ねている状況。

(4) 帰結

類型—後見

後見人—弁護士

審判までの日数—不明

(5) 審判後の状況

後見人に一任している。審判後は市はかかわっていない。

ケース43

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

公団住宅管理事務所→市役所

(2) ご本人の基本属性

33歳、男性 知的障害、B-1 施設入所

(3) 申立までの経緯

同居していた父が亡くなり、在宅生活が困難となる。

(4) 帰結

類型一保佐

後見人—NPO法人

審判までの日数—2～3ヶ月

(5) 審判後の状況

在宅困難時に市が介入し施設入所となった。

親族がなく、市長申立てとなる。

(6) キーパーソンは誰か

市のケースワーカー

(7) 連携した他機関は

団地の自治会、管理者、PAC-G

ケース44 (ケース43の弟)

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

公団住宅管理事務所→市役所

(2) ご本人の基本属性

27歳、男性 知的障害、A 施設入所

(3) 申立までの経緯

自宅では父と兄が二人で暮らしていたが、父が亡くなり、親族のかかわりがなく、市長申立てに至る。

(4) 帰結

類型—後見

後見人—NPO法人

審判までの日数—2～3ヶ月

(5) 審判後の状況

後見人が定期的に訪問している。

(6) キーパーソンは誰か

市のケースワーカー

(7) 連携した他機関は

団地の自治会、管理者、NPO法人、入所施設の支援者

ケース45

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
支援者(社会福祉士)

(2) ご本人の基本属性

28歳、男性 知的障害(自閉症あり)
母親死亡、軽度認知症の父親と二人暮らし

(3) 申立までの経緯

本人は知的障害者通所活動施設に通所生活してきたが、身上監護の役割をしてきた母親が死亡する。父親は認知症の症状があり、本人の身上監護に支障が出る。支援者等が後見の必要性を感じ、父親の承諾を得て市長による後見申立てを行う。

(4) 帰結

支援にかかわるNPO法人を後見人とする審判
申立てから審判までの期間: 24日間

(5) 審判後の状況

後見人法人、行政(担当CW)、事業所、施設が定期的にカンファレンスを実施し、支援体制を整え、本人の生活支援を行っている。

(7) 連携した他機関は

NPO法人(権利擁護支援)
障害福祉サービス事業者、障害者支援施設

※その他

本人に資産があり、申立費用及び後見報酬は本人負担とした事例

ケース46

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

広域後見支援センター

(2) ご本人の基本属性

63歳、男性 アルツハイマー型痴呆症

公団住宅で単身生活

(3) 申立までの経緯

徘徊、保護から福祉サービス(介護保険)へ、永年、音信不通の妹が関わるようになる。後見支援等が必要と判断されるが、妹は病気を抱えて申立てもかなわず、社会福祉士が後見候補として適任とし、市長申立てを行う。

(4) 帰結

社会福祉士を後見人とする審判

申立てから審判までの期間: 174日間(鑑定に時間を要したため。)

(5) 審判後の状況

病状の進行あり、徘徊等顕著となり単身居住生活困難な状況となり、老人保健施設入所支援(住居解約支援)を行う。

税の滞納あり、分納による納付の支援、確定申告による税の還付等の支援を行っている。

(6) キーパーソンは誰か

現在は施設入所し、問題は無いが、本人が万が一のときに備え、親族に後見の範囲を理解してもらうこと等が必要。

(7) 連携した他機関は

広域後見センター(社会福祉協議会)

介護事業者

在宅介護支援センター

ケース47

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

本人入院の医療機関

(2) ご本人の基本属性

38歳、女性 統合失調症

入院(精神科病院)

(3) 申立までの経緯

本人は、10年来措置入院により療養してきた。判断能力が欠ける状況にて、本人の財産管理等は、主に医療機関のケースワーカーが行ってきたが、本人が同意の意思表示も困難な状況となり、財産管理(金融機関での預金の払戻等)ができなくなる。

今後、入院形態の変更等、本人の身上監護・財産管理のため後見等が必要ではと市に連絡があり、調査の結果、市長による後見申立てを行う。

(4) 帰結

社会福祉士を後見人とする審判

申立てから審判までの期間: 41日間

(5) 審判後の状況

後見人は病院訪問し、本人とのコミュニケーションを図っている。

ほとんど、ベッド横臥の状態であった本人との多少の会話が成立するようになった。

預金の払戻しにより、滞納していた病院への支払も完済した。

ケース48

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

司法書士

(2) ご本人の基本属性

22歳、女性 知的障害(自閉症)

入所(短期入所)

(3) 申立までの経緯

本人の母は、自身の末期がんを知り、子の将来を思い後見の相談を司法書士にしていた。母親の死亡により、司法書士から市に後見支援の相談・照会。

市は、親族申立等調査し、結果、相談者の司法書士を後見人候補とする市長による申立てを行う。

(4) 帰結

司法書士を後見人とする審判

申立てから審判までの期間: 28日間

(5) 審判後の状況

後見人は、中核地域生活センターの協力を得て本人の身上監護を行い、ケアホーム入所に結びつけ、就労等模索し支援を行っている。

(6) キーパーソンは誰か

後見人、行政、事業者等が連携し支援していく

(7) 連携した他機関は

中核地域生活支援センター

知的障害者入所更生施設

ケース 49

(1) 誰から（どこから）照会されたか／どこで利用支援事業を知ったか

下記のとおり

(2) ご本人の基本属性

下記のとおり。紹介例はいずれも知的障害。

(3) 申立までの経緯

下記のとおり。鑑定費用助成を3例が使用した。

(4) 帰結

下記のとおり。4例いずれも後見。後見人は弁護士3、社会福祉士1。

(5) 審判後の状況

いずれも課題の解決がなされた。それぞれの居住地は変化無し。

(7) 連携した他機関は

法人内で対応している。（法人外の場合は生活支援センターなどが関係する）

★この市の場合には個別の詳細なケースは教えてもらえず、担当職員から各ケースの概要を紹介してもらう。

平成20年度は知的4件、精神5件、計10件の新規申立てがあった。

うち知的4名はいずれも後見類型、入所2、GH2

1) GH、女性、既婚、子ども有り、夫からのDVから逃げるも、子どもが夫の元にいたのでこれを取り戻すために後見人を使った。

2) 入所施設、親族が年金を管理するも、入所費用の滞納が続いたため、後見人（弁護士）を付けることとなった。

3) 施設入所、犯罪歴有り、後見人を付けたいと周囲からの相談。しかしそれは意味が違うのではと相談継続していたところが、最終的には本人の身寄りも無いので付けようということになった。

4) GH、親が不動産所有、親の認知症が始まった。今後の相続必要性を考え、後見を付けることとした。

これら4例はいずれももともとGH、施設入所であったところが、何らかの必要性が生じて職員からの相談（訴え）により申立を開始したもの。

平成19年度の数の多さと関係する。

実は相談（利用希望）はもっと多く出ているが、実際に申立に至るケースはその中でトラブルを抱えているなど困難ケースに絞られている状況と考える（職員談）。

課題であるトラブルや相続問題が解決した後も同様に後見人がつくことについては職員としても疑問を持っている。

平成22年度例（知的8例）

うち在宅が4例

在宅単身、保佐申立 3

在宅 家族の虐待 施設入所検討 1

在宅1) 身寄りなし、資産多く、後見付ける

在宅2) 施設から単身へ移行、就労、結婚して20歳になる、金遣い粗いので補佐を

在宅3) 病気の時など将来心配だから付けて欲しいと作業所職員から

ケース50

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか
相談支援事業所の生活支援ワーカーより

(2) ご本人の基本属性

32歳、男性 知的障害
ケアホーム入所中

(3) 申立までの経緯

悪い仲間に利用されての多重債務。父親が作った負債。他の親族が全て知的障害で、主たる支援者が見当たらないことから、市長申立てとなった。

(4) 帰結

類型：後見

後見人：第三者後見（弁護士）

日数：約1.5ヵ月

(5) 審判後の状況

ケアホームにて職員の支援のもと、安定した生活ができている。

(6) キーパーソンは誰か

後見人及び生活支援ワーカー

(7) 連携した他機関は

生活支援ワーカー、中核地域生活支援センター、ケアホーム等

ケース 5 1

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

本人が入所する入所厚生施設職員

(2) ご本人の基本属性

62歳、男性、知的障害A

施設入所中

(3) 申立までの経緯

兄が死亡し、本人に身元引受人をたてる必要性(本人の施設利用契約、財産管理等)が生じた。義姉(兄の妻)が拒否し、弟(知的障害A、施設入所中)が申立て困難なことから市長申立てによる後見人等の審判請求を行った。

(4) 帰結

弁護士を後見人とする審判

申立てから審判までの期間: 4ヶ月

(5) 審判後の状況

本人の財産や施設との利用契約、市との各種申請手続き等を行うとともに、施設との連絡調整を行っている。

(6) キーパーソンは誰か

施設職員及び後見人

(7) 連携した他機関は

精神科のある病院(診断書作成及び鑑定の依頼)

本籍地のある自治体(戸籍謄本)

法務局(登記されていないことの証明書)

※その他

弟も市長申立てにより、後見人が選任されている。

ケース 5 2

(1) 誰から(どこから)照会されたか/どこで利用支援事業を知ったか

生活支援ワーカー、中核地域生活支援センター相談員

(2) ご本人の基本属性

32歳、男性、知的障害B-1

ケアホーム入所中

(3) 申立までの経緯

母親死亡。父親は介護保険用支援者で知的判断能力不十分。5人兄弟のうち本人を含めた4名が知的障害者であり、施設入所等の障害福祉サービスの支援を受けている。長男は他県在住だが音信不通。

父親が自宅をリフォームする際に詐欺にあい、父親だけでなく、本人名義のローン等による多額の負債を負う。父親に金銭管理能力、負債返済能力がないことから、父親に後見人が選任される。本人に負債があること、親族に後見申立者が見当たらないことから、市長申立による成年後見手続き開始。

(4) 帰結

弁護士を後見人とする審判

申立てから審判までの期間：約2ヶ月

(5) 審判後の状況

自己破産手続き予定。

平成21年12月に父親急死。埋葬費用ないため市社会福祉課にて対応。音信不通の長男を除き、その他の子どもたち4人全員が知的障害者であることから、関係機関協力のもと負債を引継がないようにするための相続放棄手続きを開始。

(6) キーパーソンは誰か

生活支援ワーカー、中核地域生活支援センター相談員

(7) 連携した他機関は

生活支援ワーカー、中核地域生活支援センター相談員、市障害者支援課ケースワーカー、市役所、警察

	要綱の有無	事業の対象者	担当部署	手続き支援	申請助成	報酬助成	啓発ほか	要件(制限)	予算立て		申立数		要綱
									申立費用	報酬助成	市区町村	その他	
尼崎市	有(提供不可)	高齢者・知的・精神	福祉事務所生活支援相談室	事業としてはやっていない。どこまでやってよいか定義が難しく、明確にされていない。	事業化している。	事業化している。ただし20年度は該当がなかったため実績0。	権利擁護についての構築事業がある。20年度は後見申立手続きについてケアマネを対象に行った。また、司法書士、社会福祉士が月2回、相談を受けている。		予算11万円 実績25000円←1件、鑑定費用が次年度になってしまったため、実績が少ない。	予算22万円(算出根拠28000円*8か月分) 実績0円。全て返納。報酬助成は実績がなかったため、0円だが、次年度からは多く見込んでいる。	3件	高齢者8件	なし
いすみ市	有	障害者・高齢者※同じ内容の要綱が、障害者と高齢者の別々にある。	障害者：福祉課 高齢者：高齢者支援課 ※高齢者でも、障害がある場合は福祉課で対応するケースもある。その場合、報酬費用等も申立てをした担当課が予算をつけて支払っている。	①市町申立以外のケースについても行っている。②申立ての前段階から、成年後見人候補者を含めた関係者会議を開催している。	①鑑定料も含めて行っている。障害者の場合、主治医との付き合いも長いので1万円程度引き受けてくれるDrもいる。	①生活保護法の被保護者で市長が必要と認めるもの②市長申立てにより成年被後見人等となった者で、生活保護法の被保護者に準ずると認められるもの③その他、市長が特別に必要と認められるもの※市長申立以外でも報酬の付与が出来る要項になっている。		制限は特にない。二親等の家族がいても必要性があれば対応している。	前年度の報酬付与の実績+2人分の申立費用(14600円×2)。鑑定料および不足分は補正予算で対応。	3件		あり	
市原市	有	障害者・高齢者	保健福祉部障害者支援課	市長申立てのみ行う	事業化している。	事業化している。	事業化していないが、家裁作成のパンフレットを配っている。	設けていない。	鑑定30万、診断15750、切手等13650、収入印紙2400、登記用印紙12000(3人分)	1008000円(在宅28000×12ヶ月×3人分)	2件	高齢者14件	あり
宇土市	有	知的・精神・認知症高齢者	福祉課	有り。	有り。	実績ゼロ。			300千円(収入印紙、登記印紙、切手代)	1008千円(在宅28000×12ヶ月×3人分)	市長申立 3件		あり
大阪市	有	知的・精神・認知症高齢者											あり
大阪狭山市	有	知的・精神・認知症高齢者	障害者：福祉グループ、高齢者：高齢介護グループ	市長申立の場合に行っている。それ以外は地域包括で対応。	行っている。	行っている。	3士会、家裁のチラシを関係機関などにおく。勉強会など、場所の提供や募集などはしているが、開催しているわけではない。		119000円	336000円(28000×12ヶ月)	1件	認知症2件	あり
大牟田市	有	知的・精神・高齢者	障害：福祉課 高齢者：長寿社会推進課		資産がない又は借金の方が多く、市で行う。場合によっては、後で求償する。	市長申立の場合に限る。	リーガルサポートのリーフレットを市民に紹介する。	生保：資産収入に勘案しての要件となっており、曖昧なため、現在の具体的な金額の表示のために改訂作業中。	需用費：10000円 役務費：30000円 委託料：200000円	扶助費(報酬助成費)：672000円	4件	0件	なし
小田原市	有	障害者・高齢者	市として1つの要綱。予算は別	市長申立以外のケースは把握していない。家族等が後見審判の申立をする時は、(ケースについて市が把握している)情報提供ができると要綱でなっている。	市長申立のみ	市長申立のみ。※市長申立以外のケースの申立女性については検討していない(H20の厚労省事務連絡の通知は把握していない。)	特になし。高齢介護課がパンフレットを置いたり、講演会などを開催している。	要綱の通り。知的障害で家族などの協力者がいないケースがほとんど。施設からの相談が多い。	148万円。うち申立助成を4人分、報酬助成(月28000円)を3人分。		6件(知的3件、精神3件)	0件	あり
春日井市	有	知的・精神	障害福祉担当	聞き取り調査、親族調査等、申立までの手続きを行う。	市長申立のみ。手続き費用：8000円 鑑定費用：60000円	在宅：28000円 入所・入院：18000円	特に行っていない。市のHP、サービスガイドに記載。	重度の知的障害、身寄りがいない、助成を受けなければ経済的に困難。	20年度～67万2千円、21年度186万円、22年度は実績が減ったため、予算減額。	20年度3件、21年度1件			なし
嘉麻市	有	知的・精神	障害福祉係	障害者生活支援センターで行う。	なし	なし	特に行っていない。	生活保護受給者、それに準ずるもの。	20、21年度なし。22年度は予算請求する。いつでも補正予算を組んで対応できる。	なし		把握していない	なし
川崎市	有	認知症高齢者、知的・精神※同じ内容の要綱が、障害者と高齢者の別々にある。	知的：障害福祉課、精神：精神保健課、高齢：高齢者事業推進課	区社協の「あんしんセンター」(成年後見支援センター)、福祉事務所支援。福祉事務所も多く関わっている。相談をセンターや福祉事務所で行う。相談を受ける。検討会議で市町村申立の必要性が出ると、障害福祉課へ照会。基礎資料は福祉事務所で作成。その後の申立関係書類の作成は障害福祉課が作成(他の課も同様)	低所得者に対する鑑定費助成。上限無し。平13～20では4件(平20年度に3件)。印紙代などは含まない。	月28000円までとする。※平21年度に報酬申立が6～7件、鑑定1～2件(調査時点現在)とたいへん増加している。連絡会に対して報酬助成利用の紹介(定期的に申請してくれないと予算が立てられないと伝えた)をしたためと思われる。いつ申し立てて良いか分からずずっとしない人が使い始めた。		生保の人あるいは生保に準ずる人や虐待等緊急性の高い場合。家族についても判定要件はあるが、居ても必要があれば制度利用する。基本的には本人の資力のみで判断。	障害は地域支援事業(高齢者とは別)で扱い。申立助成が民法根拠、報酬助成が自立支援法根拠で、わかりにくい。両方で400万円程度の予算。知的10、精神10を想定。※平21年度は市長申立枠があまり使われていないが、報酬助成枠(200万)が使い切ると推測される。報酬助成については他の財源から持ってきてでも対応する。	9件(知的4件、精神5件)※鑑定助成のみ1件※平13～20で、伸びている。19年度には一度急激な伸びがあった(18件)。施設からの契約要望が大きく出たと推測。		あり	
熊本市	有	認知症高齢者・知的・精神	知的：障害保健福祉課 給付係、精神：精神保健福祉係、高齢：高齢介護福祉課	行っている	行っている	費用の助成	パンフレットの配布など。	制限は設けていない。	20万円(2人分)	50万円(18000×12ヶ月×2人+α)	2件	0件	あり
越谷市	有	認知症高齢者・知的等	高齢者：高齢介護課、知的・精神：障害福祉課、生活保護：社会福祉課		市長申立のみ	市長申立のみ		審判請求に係る費用を関係人が負担すべき事情があると判断したときには、求償する。	20年度：440000円 21年度：440000円	20年度：1800000円 21年度：1800000円	報酬助成3件		あり

	要綱の有無	事業の対象者	担当部署	手続き支援	申請助成	報酬助成	啓発ほか	要件（制限）	予算立て		申立数		要綱
									申立費用	報酬助成	市区町村	その他	
堺市	有		障害福祉課、地域福祉推進課	行っている	行っている	費用の助成		報酬助成については、居住地要件、市長申立要件、資産要件の規定あり。	障害：20年度417千円、21年度1835千円 高齢：20年度603千円、21年度1608千円 啓発等：20年度300千円、21年度3989千円	知的1件	高齢10件	あり	
札幌市	有	障害者・高齢者	障害者：障害福祉課	各区の保健窓口が担当。 ①関係機関からの相談受理、②市長申立の可否の判断、③必要な場合、本人・親族の戸籍請求、④親族の申立意思確認→意志がある場合は、手続き支援としてリーガルサポートさっぽろを紹介。⑤申立書類の準備・作成。	市の障害福祉課が担当。⑥裁判所への申立、⑦申立助成（鑑定費用の納入）、⑧必ず求償する（資力がない場合、市が助成）	市長申立のみ（H20の厚労省事務連絡の通知は把握していない。）	区の窓口での広報、区の担当職員への研修会	申立の判断は主治医の意見優先。金銭管理か身上監護のいずれかが必要。現在は入院中か入所中の人のみ。本人申立ができるケースでも、資力がない場合は、市長申立の形式にする。	20年度：217万2千円 21年度：217万2千円 22年度：3割減となる ※後見人報酬の実績は0 申立費用はほぼ求償	6件	0件	あり	
さぬき市	有	認知症高齢者・知的・精神	障害：長寿障害福祉課、高齢者：介護保健課	行っている	行っている	行っている		要綱・内規を参照	22年度：役務費10万円、扶助費1512千円	1件	2件	あり	
千葉市	有	認知症高齢者・知的・精神	障害：障害者自立支援課、高齢者：高齢者福祉課	市町村申立のみ対応	申立に係わる経費は全て助成	在宅：28000円 入所・入院：18000円	未実施	生活保護受給者、それに準ずるもの。	通信費：20000円、手数料190000円、扶助費18000円。	4件（高齢7件）生保のみ		あり	
銚子市	有	障害者・高齢者共通	障害：障害福祉課 高齢者：高齢者福祉課	市長申立以外のケースでも、書類取り寄せや書き方の説明。（年間10件程度）問い合わせは知的障害者の家族が多い。	市長申立のみ。原則、本人から求償してもらおう。	市長申立のみ（H20の厚労省事務連絡の通知は把握していない。）今まで実績なし。	窓口にチラシを配布。消費生活センター、高齢者福祉課等から相談に繋がる→行政内の横断的な連携	手続き支援：なし。申立支援：規則第3条の内容を調査して可否を決定。	20年度：56千円（4件分）	4件	1件	あり	
流山市	有	障害者・高齢者	障害福祉課	行っている	行っている	行っている		2親等以内に審判請求者が期待できない場合。収入要件はなし。	20年度：0円 21年度：17120円（2件）	0件	本人申立1件、相談6件	あり	
名古屋市	有	知的・精神・高齢者	障害企画課 ※高齢者・知的は区役所の福祉事務所受付、精神は市役所受付。	市長申立のみ区役所の福祉事務所で受ける。	市長申立のみ助成。	市長申立のみ助成。	冊子あり、チラシはなし。配布はしていない。	要綱に記載	20年度：7万1千円 20年度実績：申立21万3360円、報酬54万円 21年度：113万7千円	知的5件、精神2件	高齢者14件	あり	
広島市	有	知的・精神・高齢者	知的：障害自立支援課、精神：精神保健福祉課、高齢者：高齢福祉課	相談支援の一環として行う。	市町村申立のみ行う。	市町村申立の助成のみ行う。	社会福祉協議会のリーフレットを用意している。	申立助成は、4親等以内の親族がいない。報酬助成は、生活保護又は中国残留孤児又はそれに準ずるもの。	88万円	知的2件、精神3件	0件	なし	
船橋市	有	知的・精神	障害福祉課	聞き取り調査、親族調査等、申立までの手続きを行う。PAC-GIに依頼。	市長申立のみ助成。59100円。	在宅：28000円 入所・入院：18000円	知的、身体障害担当のそれぞれが後見の研修を行っている。	助成を受けなければ経済的に困難。	20年度25万6千円。※実績で決まる。	20年度2件、21年度2件（見込み）		なし	
松戸市	有	知的・精神	障害福祉課		行っている。	全部または一部を助成する。被後見人等の保有資産が80万円を下回らないように助成。		平成22年度より、要綱改正し、報酬助成対象者の拡大の予定（市長申立の被後見人等の限定の撤廃）	20年度13810円 21年度28830円	20年度234000円 21年度1096000円	申立：20年度1件、21年度3件。 報酬：20年度1件、21年度4件。	あり	